

八女市 こども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
八女市



はじめに

この度策定しました八女市こども計画は、令和5年に施行されたこども基本法の基本理念に基づき、令和7年度からの5カ年間、こども・若者の未来を照らす道しるべとして、その方向性を示す計画として策定いたしました。

令和7年1月に開催されました第15回八女市こども議会では、市内の小学校・義務教育学校から15人のこども議員が質問されました。身近な地域や学校にある疑問や課題、そしてまた、八女市全体の防災や移住支援、公園整備などこども達の目線で思い描く八女市の将来ビジョンを聴くことができました。

また、令和7年3月には、子育て中のお父さんお母さんでつくる子育てサークルの皆さんが一堂に集う「子育てネットワークやめ」のイベントに参加をさせていただきました。子育て当事者の声を直接お聴きすることで、日々の生活で感じている疑問や子育てに必要なニーズを共有することができ、また八女市に対する希望や期待を受け取る事ができました。

こうしたこども達の声、子育て世代の皆さんの声を、八女市の施策に盛り込み取組に反映させることが、いま求められる「こどもまんなか社会」のあり方だと考えています。

本計画では、こども・若者施策に関する重要事項をライフステージ毎に取組の方向性として示しています。そして、こども・若者の意見や考えを施策に反映するための仕組みづくりに取り組むこととしています。

現代社会は、ソーシャルネットワークの普及により、あらゆる情報が日々更新されています。こうした変化にスピード感をもって柔軟に対応する必要があります。

こども・若者が、希望をもって未来を描き、八女から世界へと羽ばたく環境をつくってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました八女市子ども・子育て会議委員の皆さま、並びにアンケート調査等にご協力いただきましたすべての皆さまに心からお礼申し上げます。



令和7年3月

八女市長 蓑原 悠太郎

目 次

第一章 計画の概要.....	1
1. 計画の概要.....	1
2. こども大綱に沿った計画策定.....	6
3. 計画の策定体制.....	9
第二章 統計からみる、八女市の現状.....	10
1. 人口の動向.....	11
2. 婚姻・離婚等の動向.....	13
第三章 計画の基本理念.....	18
1. 計画の基本理念と計画の体系.....	19
第四章 取組の方向性.....	22
Ⅰ こども施策に関する取組の方向性.....	24
1. ライフステージ別の取組.....	25
2. ライフステージを通した取組.....	33
3. 子育て当事者への支援に関する取組.....	45
Ⅱ こども施策を推進するために必要な取組.....	50
1. こども・若者の社会参画・意見反映.....	51
2. こども施策の共通の基盤となる取組.....	52
3. 計画の推進.....	53
第五章 子ども・子育て支援事業計画.....	54
1. 教育・保育提供区域の設定.....	55
2. 量の見込みの算出方法.....	56
3. 教育・保育施設の充実.....	59
4. 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	63
5. 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保.....	73
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	74
資料編.....	76
資料.....	77

第一章

計画の概要

1. 計画の概要

(1) 八女市におけるこども・若者をめぐる支援の経緯

1) 子育て支援

わが国は急速に少子高齢化が進行していますが、高齢者を対象とした社会保障制度に比べて少子化対策は遅れをとっているのが現状です。「少子化社会に関する国際意識調査報告書」（内閣府 2011 年）によれば、「あなたの国は、子どもを産み育てやすい国だと思いますか」の質問に対して、わが国では4割以上の人が「そう思わない」と回答しており、国際的に見てもその割合は高くなっています。

若年層の非正規雇用の増加、育児とキャリアの両立の難しさ、転職率の高止まり傾向など、労働と子育てをめぐる社会環境は依然として厳しい状況にあり、また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによって、子育て世帯が地域で孤立してしまうことも懸念されています。

このような状況の中、本市では、「八女市次世代育成支援対策行動計画：八女っ子すこやか子育てプラン」を次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画として策定しました（前期計画：平成 17 年度から平成 21 年度まで、後期計画：平成 22 年度から平成 26 年度まで）。平成 27 年 4 月には、「八女市子ども・子育て支援事業計画（八女市次世代育成支援対策行動計画）」を策定し、「心豊かに、共に支えあい、安心して健やかに暮らせる、優しいまちづくり」を基本理念として計画を推進しました。令和 2 年 3 月には、期間満了に伴い計画を見直し、「第 2 期八女市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2) 子どもの貧困対策

こどもの貧困に関するアプローチとしては、平成 29 年 3 月に第 1 期計画となる「八女市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、将来を担うこどもたちの育ちや成長を見守るとともに、支援が必要なこどもや家庭を把握し、こどもたちが安心して健やかに成長できる環境づくりを進めてきました。

国では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子どもの貧困対策に関する大綱」が見直され、児童の権利に関する条約の精神に則り、こどもの「将来」そして「現在」の生活等に向けて、こどもの貧困対策を総合的に推進することが明記されました。また、基本理念として、こどもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、こ

どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景には様々な社会的要因があること、包括的かつ早期に支援をすること等が明記されました。この間、こどもの貧困に焦点があてられ各種の取組を進めることで、貧困率をはじめとする各種指標に改善がみられていましたが、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックにより子育て世帯の就労やこどもたちへの教育の機会が阻害され、子育て世帯はさらに困難な状況に陥ることになりました。このような社会情勢も踏まえ、令和4年3月には計画を見直し、「第2期八女市子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

3) こども・若者に対する横断的な支援

これまで、こどもに関する政策や支援は内閣府、文部科学省、厚生労働省など複数の省庁にまたがっていたため、担当部署やこどもの年齢で分断されがちでした。そこで、令和4年6月に「こども家庭庁設置法」と「こども基本法」が成立し、令和5年4月1日にこども家庭庁が発足しました。

また、令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。令和6年5月31日には、こども政策推進会議において、こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランである「こどもまんなか実行計画2024」を決定しました。

本市では、「こども大綱」や「こどもまんなか実行計画2024」に基づき、「第1期八女市こども計画（以下、本計画という。）」を策定します。

(2) 八女市こども計画の位置付け

この度、「第2期八女市子ども・子育て支援事業計画」と「第2期八女市子どもの貧困対策推進計画」が令和6年度で終了します。こども基本法第10条において、市町村は、こども計画を既存の各法令に基づく下記の市町村計画と一体のものとして作成できるとされていることから、これまで個別に策定してきた計画を一体化し、本市のこども施策に全体として統一的に横串を刺すとともに、市民にとって一層分かりやすい計画となることを目指して、本計画を策定します。

(本計画に内包する計画)

計画名		根拠法
	子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第9条
	次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条
	子どもの貧困対策推進計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項
	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法61条

これまで本市において策定してきた計画に掲げられた基本理念を継承することで、本市のすべてのこどもたちが心身ともに健やかに、心豊かに支えあいの心を持ち、安全に安心して暮らしながら、次代の大人に成長することを目指します。

（３）関連計画や「こども大綱」との整合

本計画は、本市の最上位計画である「第５次八女市総合計画」、平成３０年４月の社会福祉法の一部改正により上位計画として位置付けられた「第３次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第１次八女市再犯防止推進計画）」や、「第３期八女市障がい者基本計画」、「第３期八女市健康増進計画」等を始めとする市の各種関連計画及び国・県の計画との連携を図ります。

また、市町村こども計画は、こども基本法第１０条第１項及び第２項において、国が策定する「こども大綱」を勘案して定めることとされています。

国の「こども大綱」は、こども基本法第９条第３項において、下記に挙げる事項を含むものでなければならないとされています。

- 少子化社会対策基本法第７条第１項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 子ども・若者育成支援推進法第８条第２項各号に掲げる事項
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第９条第２項各号に掲げる事項

（４）こどもや若者からの意見聴取

本計画に基づき実施する具体的な事業にあっては、こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえた実効性のある施策とするために、計画の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させることが必要です。

これにより、こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、社会に何らかの影響を与えたり変化をもたらしたりする機会となり、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。

(5) こどもまんなか社会の実現

こども基本法に基づき策定されたこども大綱では「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。本市においても、こども大綱を勘案した計画を策定し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。

★こどもまんなか社会★

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神に則り、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

(6) 計画の期間

計画期間については、令和7年度を開始初年度とし、令和11年度までの5年間とします。

(7) SDGsの視点

持続可能なまちづくりに向けた行動目標としてSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の理念を取り入れ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組みます。

(本計画に関するSDGsの目標)



2. こども大綱に沿った計画策定

(1) こども施策に関する基本的な方針

こども大綱では、「日本国憲法」、「こども基本法」及び「子どもの権利条約」の精神に則り、以下の6本の柱を基本的な方針としていることから、本計画においても、こども施策に関する基本的な方針として位置付けます。

1

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

2

こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

3

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

4

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

5

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

6

施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(2) ライフステージ別の重要事項

こども施策を進めるにあたっては、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえることが重要です。

こども大綱においては、ライフステージ別の重要事項として以下の施策に取り組むこととされていることから、本計画においても該当する項目について重点課題とします。

こども大綱で示された「こども施策に関する重要事項」

こどもの誕生前から幼児期まで	● 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ● こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
学童期・思春期	● こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ● 居場所づくり ● 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ● 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ● いじめ防止 ● 不登校のこどもへの支援 ● 校則の見直し ● 体罰や不適切な指導の防止 ● 高校中退の予防、高校中退後の支援
青年期	● 高等教育の修学支援、高等教育の充実 ● 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 ● 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ● 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

(3) ライフステージを通したこども施策の推進

こども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。

こども大綱では「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」ことを方針に掲げており、すべてのライフステージに共通する事項として以下に挙げる施策に取り組むこととされていることから、本計画においてもそれらの内容を盛り込みます。

こども大綱で示された「こども施策に関する重要事項」

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- こどもの貧困対策
- 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

3. 計画の策定体制

(1) 八女市子ども・子育て会議※の設置

本計画は、「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成される「八女市子ども・子育て会議」を計画策定推進委員会に位置付け、慎重な協議を重ね、本計画を策定しました。

※ 子ども・子育て会議とは、子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、市長の諮問に応じて答申する合議制

(2) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

(3) パブリック・コメントの実施

令和7年3月に計画案を広く公表し、それに対する意見を求めるパブリック・コメントを実施しました。

第二章

統計からみる、八女市の現状

1. 人口の動向

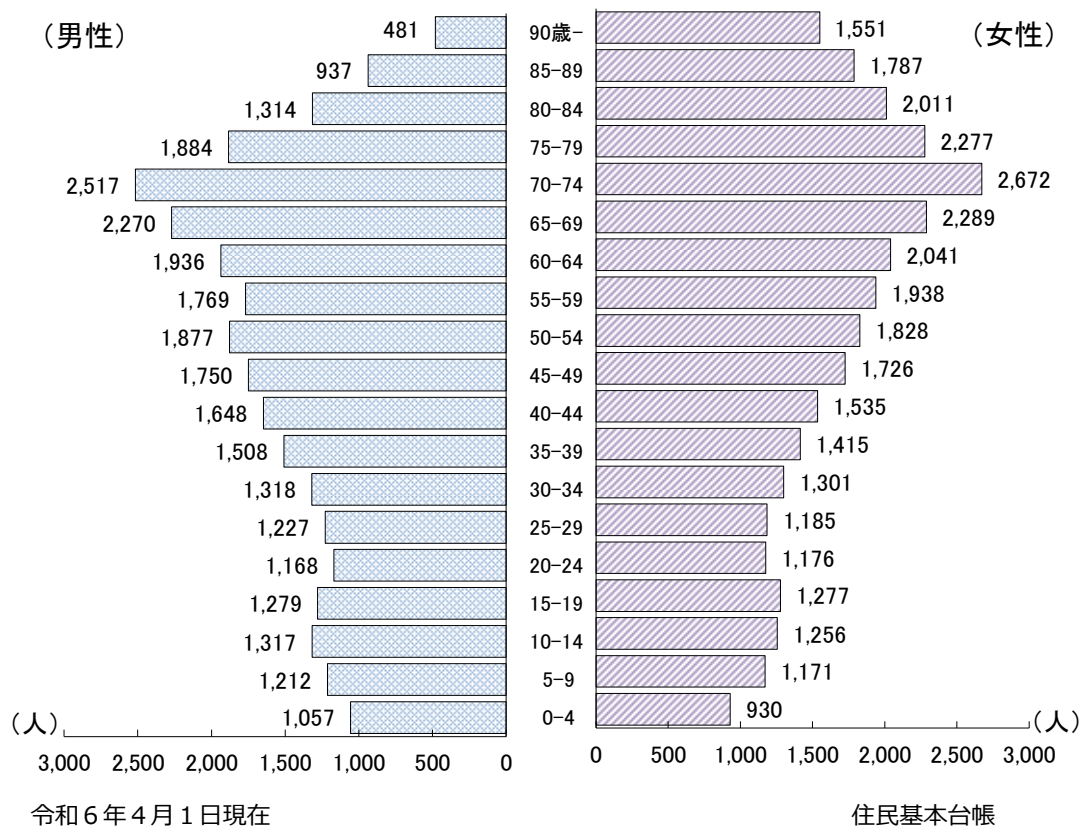
(1) 人口ピラミッド

本市の人口ピラミッドをみると、男女ともに70歳代前半が最も多くなっています。この世代は概ね、いわゆる「団塊の世代」と呼ばれる時代に出生された方であり、今後、順次後期高齢者の年齢になる見込みです。

一方、本市で最も人口が少ない年齢区分は4歳以下であり、70歳代前半と比べて4割以下の人数となっています。

本市の人口構成でもう一つ特徴的なのは20歳代の人口が減少している点です。これは、進学や就職に伴う市外への人口流出が主な原因である可能性があります。

図表 1 人口ピラミッド

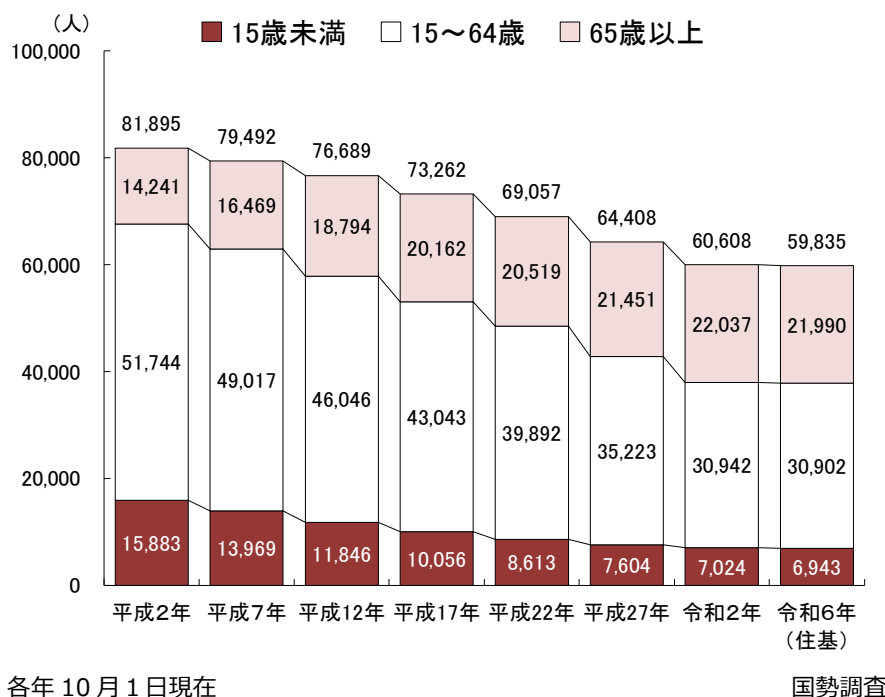


(2) 年齢3区分人口及び割合の推移

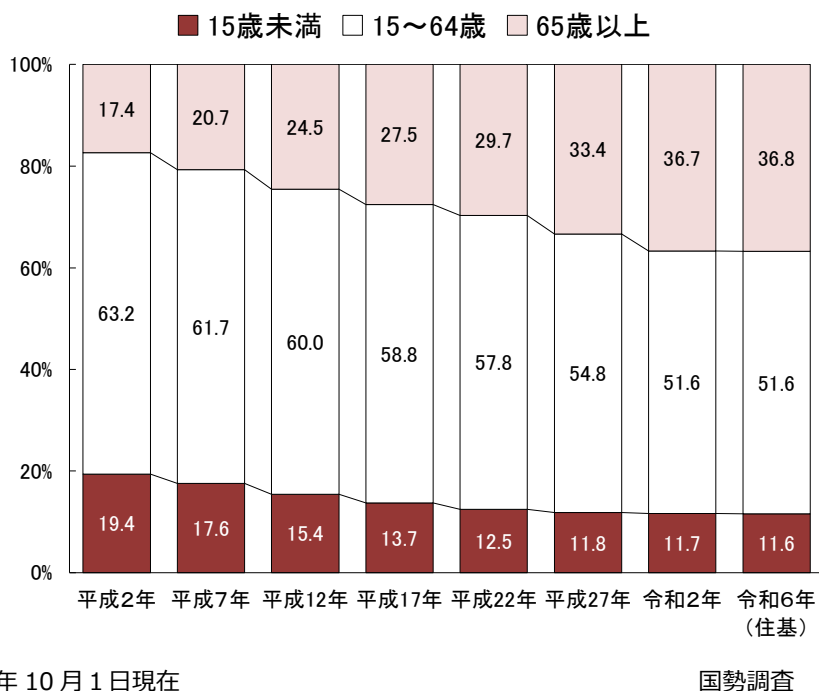
本市の人口は平成2年以降、一貫して減少傾向にあります。平成2年の人口は81,895人でしたが、令和2年には60,608人となっており、30年間で26.0%減少しています。

人口を年齢別に3区分（15歳未満、15～64歳、65歳以上）し、その内訳の推移をみると、30年間で15歳未満人口は55.8%減少している一方、65歳以上人口は54.7%増加しています。このことから分かりますとおり、本市は全体の人口減少の進捗以上に、急速に少子化が進行しています。

図表 2 年齢3区分人口の推移



図表 3 年齢3区分人口割合の推移

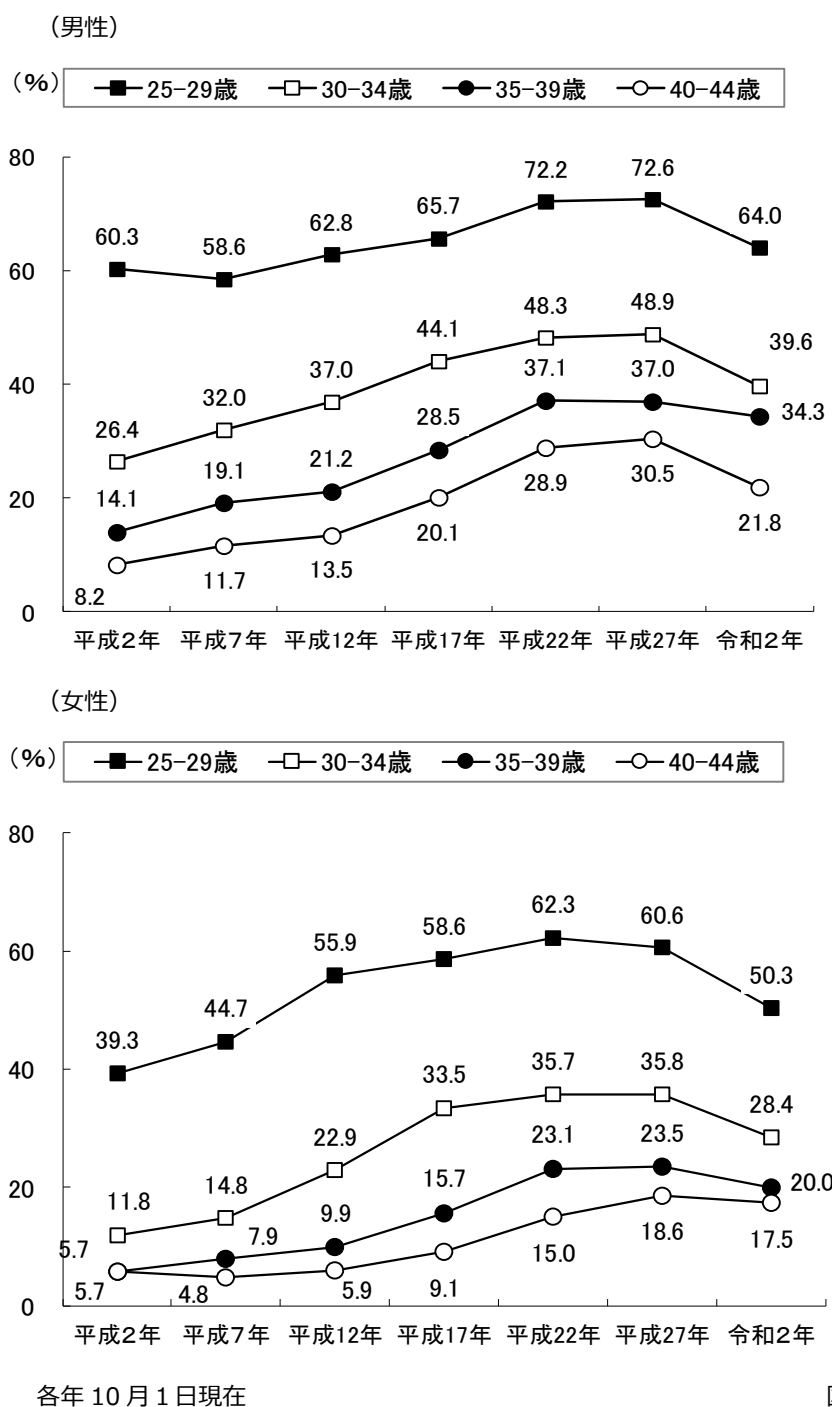


2. 婚姻・離婚等の動向

(1) 未婚率の推移

25歳から44歳までの男女の未婚率の推移を5歳階層別にみると、平成22年までは概ね上昇していたものの、平成27年にはほぼ横ばい、令和2年には反転、下降を見せています。

図表 4 未婚率の推移

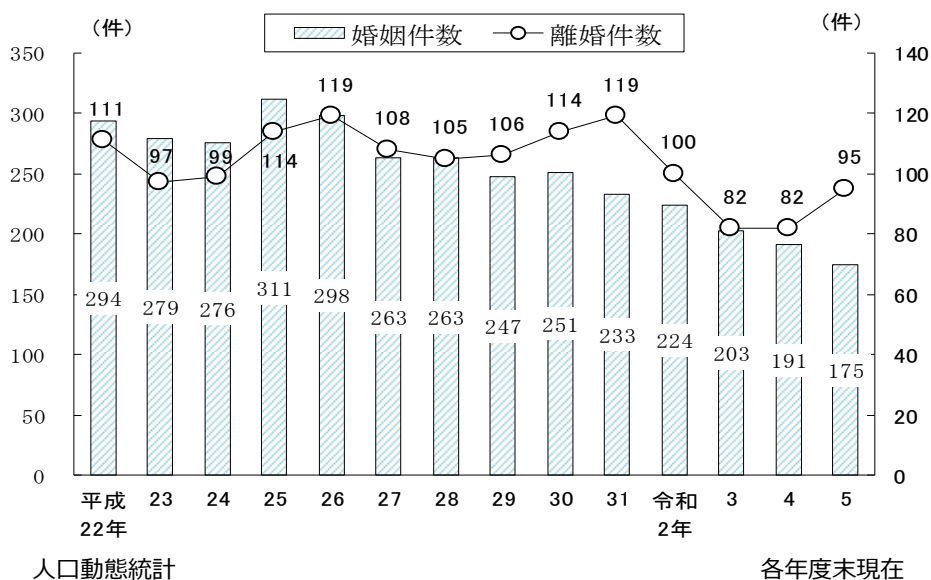


(2) 婚姻・離婚数の推移

本市における婚姻・離婚数の推移をみると、下記に示すグラフのとおりになっています。婚姻件数においては減少傾向となっており、平成 25 年度では 311 件であったのに対し令和 5 年度では 175 件まで減少しています。

離婚件数においては各年ではばらつきはあるものの、概ね 100 件前後で推移しています。

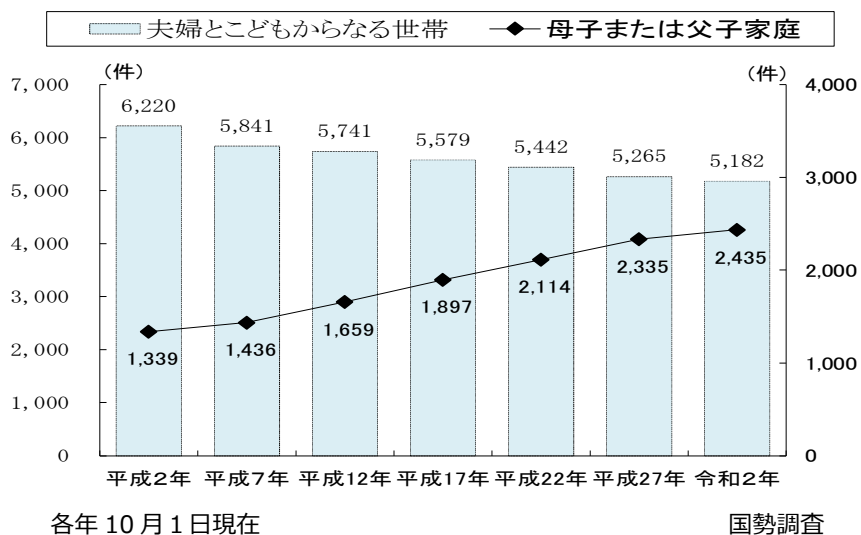
図表 5 婚姻・離婚数の推移



(3) 母子・父子世帯の推移

人口減少及び婚姻数の減少に伴い、夫婦と子どもからなる世帯は一貫して減少しているものの、母子・父子世帯は増加の一途をたどっており、平成 2 年に 1,339 件であったものが 30 年後の令和 2 年には 2,435 件と 81.9% 増加しています。夫婦と子どもからなる世帯は、同じ 30 年間で 16.7% 減少していることを踏まえると、母子・父子世帯の増加のペースは非常に高いことが分かります。

図表 6 母子・父子世帯の推移

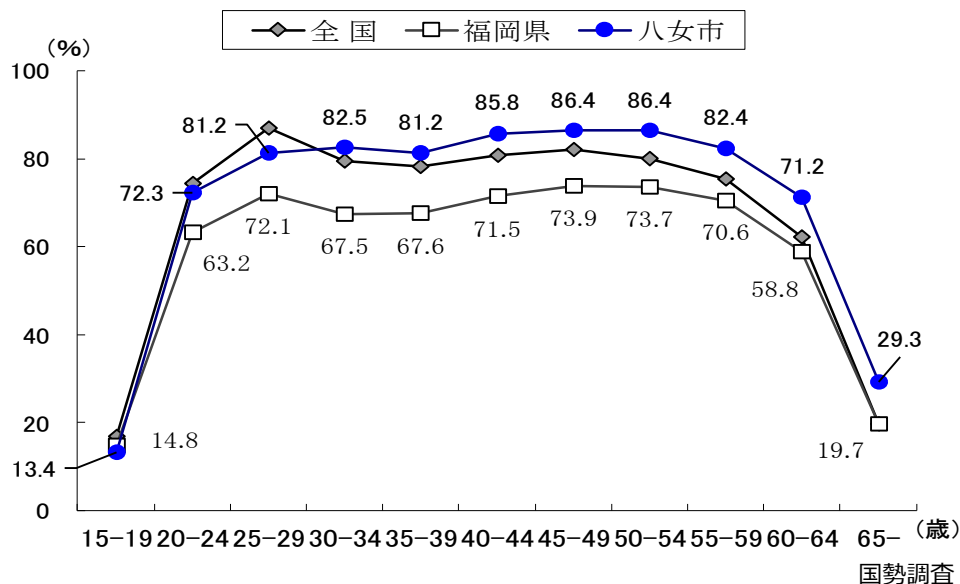


(4) 女性の労働力率(国・県との比較)

本市における女性の労働力率は、30代以降のすべての年齢階層で国や県よりも高くなっています。

いわゆる「M字カーブ」と呼ばれる「女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年齢階層で一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する」という現象がほとんど見られません。

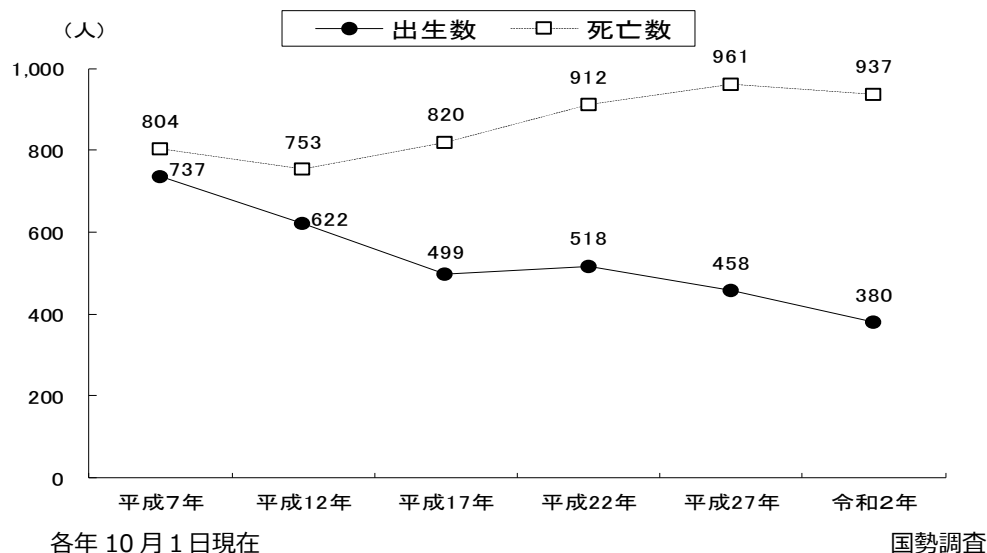
図表 7 女性の年齢階層別労働力人口



(5) 自然動態

本市の出生数は、各年によって多少の増減はあるものの年々減少傾向にあり、令和2年は380人となっています。死亡数に関しては、各年ごとに多少違いはありますが、年々増加傾向にあります。

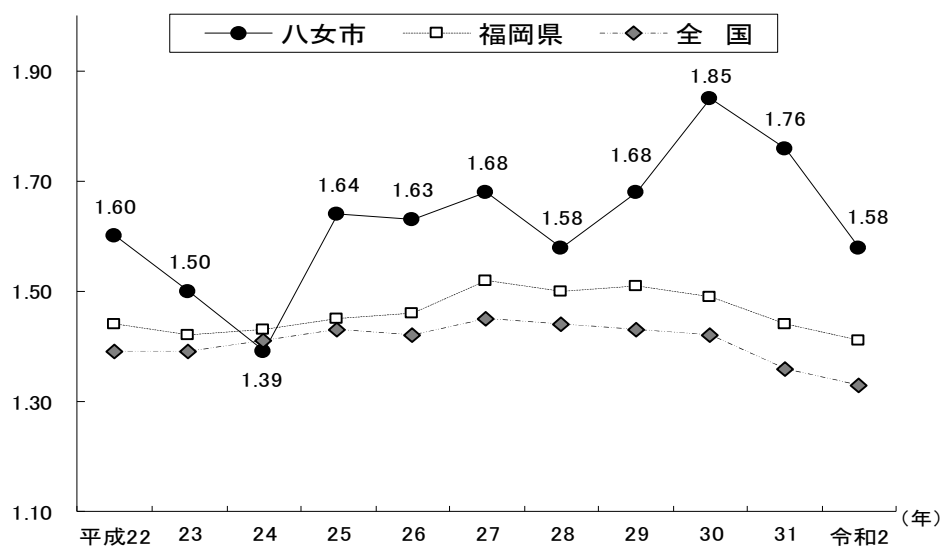
図表 8 出生数及び死亡数の推移



(6) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率¹は、国、県と比較すると高い状態で推移しています。平成 24 年が最も低く 1.39 となっており、逆に平成 30 年は最も高く 1.85 となっています。

図表 9 合計特殊出生率の推移



福岡県：厚生労働省人口動態統計

全 国：国立社会保障人口問題研究所

1 出産可能年齢（15 から 49 歳）の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人のこどもを産むのかを推計したもの。

第三章

計画の基本理念

1. 計画の基本理念と計画の体系

(1) 計画の基本理念

「第2期八女市子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画」においては、「心豊かに、共に支えあい、子どもたちが夢と希望をもてる、優しいまちづくり」の基本理念のもと、すべての子どもの最善の利益の実現を目指すとともに、八女市が子育てしたくなるまちとして選ばれていくために、家庭や地域、幼児教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、関連施策を推進してきました。

基本理念は、本市がこども・子育て支援等において最終的に目指す姿であることから、「第2期八女市子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画」の基本理念を踏襲し、また「第5次八女市総合計画」の「子ども・子育て支援」に係る基本理念で「心豊かに、共に支え合い、子どもたちが夢と希望をもてる、優しいまちをつくる」が掲げられていることから、本計画でも「心豊かに、共に支えあい、こどもたちが夢と希望をもてる、優しいまちをつくる」を基本理念として定め、計画を推進していきます。

基本理念

心豊かに、共に支えあい、
こどもたちが夢と希望をもてる、優しいまちをつくる

(2) 計画の体系

【基本理念】

心豊かに、共に支えあい、こどもたちが夢と希望をもてる、優しいまちをつくる

I こども施策に関する取組の方向性

1. ライフステージ別の取組

こどもの誕生前から幼児期

- (1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援の構築
- (2) こどもの誕生前から幼児期までの成長の保障

学童期・思春期

- (1) こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境の充実
- (2) こども・若者の視点に立った居場所づくり
- (3) こどもを守る医療体制、心身の健康とところのケアの充実
- (4) 青年期までに必要となる知識に関する情報と教育
- (5) いじめ防止
- (6) 不登校のこどもへの支援
- (7) 児童生徒を主体とした学校規則
- (8) 体罰や不適切な指導の防止

青年期

- (1) 高等教育の修学支援
- (2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- (3) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

2. ライフステージを通した取組

- (1) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (2) こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (3) こどもの貧困の解消に向けた対策
- (4) 障がい児・医療的ケア児等への支援
- (5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (6) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る環境整備
- (7) こども・若者の権利が保障された地域社会

3. 子育て当事者への支援に関する取組

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育での推進
- (4) ひとり親家庭への支援

Ⅱ こども施策を推進するために必要な取組

1. こども・若者の社会参画・意見反映

- (1) 市の政策決定過程へのこども・若者の参画促進
- (2) 社会参画・意見反映を支える人材の育成

2. こども施策の共通の基盤となる取組

- (1) 施策の立案及び点検・評価
- (2) こどもや若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3. 計画の推進

- (1) 計画の推進体制
- (2) 計画の進捗管理

第四章

取組の方向性

I こども施策に関する取組の方向性

こども施策に関する取組の方向性では、こどもや若者の視点で分かりやすく示すため、成長の段階「ライフステージ」での取組と、子育て当事者への取組を柱に、取組の方向性と評価指標を記載しています。

1. ライフステージ別の取組

こどもの誕生前から幼児期

妊娠中の母体及び胎児の健康を確保し、安全に出産を行うためには、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理と家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制が必要です。こどもの誕生前から幼児期までの生活に向けた必要な支援の提供に努める必要があります。

また、共働き家庭やひとり親家庭が増加する中、保育の待機児童問題や長時間労働の影響で、保育の利用が難しい家庭もあることから、世帯の生活の状況に応じた柔軟なサポートが必要です。

(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援の構築

【取組の方向性】

- ◆ 不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化等、産前産後の支援の充実に努めます。
- ◆ 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、関係機関が情報を共有し連携することが必要です。
- ◆ 産前から産後、子育て期まで切れ目のない継続的な支援を提供できる体制（こども家庭センター等）の充実に努めます。

(2) こどもの誕生前から幼児期までの成長の保障

【取組の方向性】

- ◆ 保育所等（幼稚園や保育所、認定こども園）の入所にあたって、利用を必要とするすべての児童が入所できる環境の実現を目指します。
- ◆ 保育を必要とする子育て世帯が相談や必要な子育てサービスにつながるよう利用者支援の充実に努めていきます。
- ◆ 保育所等が、安全・安心な保育環境の中で、幼児教育・保育の質の向上が図られ、特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもが健やかに成長できる環境の充実を目指します。
- ◆ 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材確保と処遇改善が求められています。

評価指標

評価指標	現状値	目標値	数値の根拠
子育てが楽しいと感じている人の割合	89.8%	↑	市民アンケート
子育てに不安や負担を感じている人の割合	66.0%	↓	市民アンケート
保育所等の入所保留児童 ² の数	120 人	100 人	子育て支援課調べ
特定妊婦 ³ 及び要支援妊婦の訪問・面談の実施割合	90.0%	95.0%	子育て支援課調べ
こんにちは赤ちゃん訪問の実施割合	97.0%	100%	子育て支援課調べ
むし歯のない3歳児の割合	92.1%	95.0%	子育て支援課調べ

² 自宅から20分程度で通園可能な他の保育所等があるが、特定の保育所等へ入所するため他の保育所等への入所を保留する児童。

³ 出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

学童期は、学業や社会性の発達において大変重要な時期です。家庭で過ごす時間が減り、学校や同年代の子どもたちと過ごす時間が多くなることで、幼児期から学童期への環境の変化により、様々な問題が顕在化するケースもあります。また、学童期後期では、多くの子どもに第二次性徴が現れ、身体的な変化とあわせて精神面にも様々な変化が訪れるなど、心身ともに不安定になりやすい時期です。

思春期は、子どもから大人へと成長していく時期です。家庭や学校、友人関係を通じて家庭の中から社会へと成長していく過程で、自己の確立が進む時期でもあり、心身の発達と環境の変化により、不安定な状態になりやすくなります。飲酒や喫煙などの問題行動をはじめ、引きこもりや不登校など、思春期における問題は深刻かつ多様化していますが、社会的な孤立がこのような問題を引き起こすきっかけにもなりかねません。

学童期・思春期の子どもたちは、身体的な成長だけでなく、社会的・精神的な変化にも直面しています。運動不足や学力格差、いじめ、メンタルヘルスの問題など、様々な課題が存在し、それぞれの現状に即したサポートが求められます。特に、メンタルヘルスの支援や学校での指導、インターネットの適切な利用指導、居場所づくりなど、子どもたちの成長過程を見守るための包括的な支援体制が必要です。

（１）こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境の充実

【取組の方向性】

- ◆ 教育環境の充実には、小・中・義務教育学校における教職員の働き方改革の推進や処遇改善の取組が必要です。
- ◆ デジタル社会の進展に子ども達が対応していくために、教育現場におけるデジタル技術の積極的な活用を進める必要があります。
- ◆ 障がいのある子どもや配慮を必要とする児童生徒が等しく学ぶことのできる教育環境の充実に取り組む必要があります。
- ◆ コミュニティ・スクール⁴や地域学校協働活動⁵の取組を推進し、地域とともにある学校づくりを目指します。

⁴ 保護者や地域のニーズを反映させるために、地域住民が学校運営に参画できるようにする仕組みや考え方のこと。

⁵ 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

(2) こども・若者の視点に立った居場所づくり

【取組の方向性】

- ◆ 公園や図書館など地域にある既存の施設や空間が、こどもや若者にとって安心して過ごすことのできる居場所となるよう、新たな空間づくりの検討が必要です。
- ◆ 市内すべての小学校・義務教育学校で放課後のこどもの遊びと生活の場である学童保育の受け皿整備を進め、学童保育の安定的な運営を確保し、待機児童解消の取組を進めます。

(3) こどもを守る医療体制、心身の健康とこころのケアの充実

【取組の方向性】

- ◆ こどもが日々の生活において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、医療体制や公費医療制度の充実に努めます。
- ◆ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭などによる心身のケアの充実を図る必要があります。

(4) 青年期までに必要となる知識に関する情報と教育

【取組の方向性】

- ◆ こどもや若者が消費者の権利や責任について、理解するとともに主体的に判断し責任をもって行動できるよう消費者教育を推進する必要があります。

(5) いじめ防止

【取組の方向性】

- ◆ いじめ防止対策推進法に基づき、小・中・義務教育学校における、いじめ防止に資する取組を進めます。
- ◆ いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携を図り、いじめ防止対策を促進します。
- ◆ SNSでの誹謗中傷「ネットいじめ」は重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解し、防止することが求められています。
- ◆ 全てのこどもが自分を大切に思う気持ちと、他の人の存在を認め大切に思う気持ちを育むことができるよう、いじめの未然防止教育を推進します。
- ◆ いじめの実態や背景の把握、解決に向けた対応にあっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた多面的な支援が重要です。

(6) 不登校のこどもへの支援

【取組の方向性】

- ◆ 不登校のこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の教育支援センター等の機能充実を図ります。
- ◆ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門的な支援機関が身近な相談窓口として充実することを目指します。
- ◆ 不登校のこどもへの学習支援として、ICT等の活用や、フリースクールとの連携等が考えられることから、効果的な支援を多面的に検討する必要があります。
- ◆ 不登校のこどもが、地域で気軽に集い学ぶことのできる居場所づくりに取り組む必要があります。

(7) 児童生徒を主体とした学校規則

【取組の方向性】

- ◆ 学校の規則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の環境や時勢に応じて、必要かつ合理的な範囲内で、こどもや保護者等の意見が反映され定められるものであり、学校現場においても共通の認識で運用される必要があります。

（８）体罰や不適切な指導の防止

【取組の方向性】

- ◆ 体罰は学校教育法で禁止されており、また、生徒指導提要等においても教職員による体罰や不適切な指導等については決して許されないと示されていることを踏まえ、学校現場への周知等、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組が求められています。

評価指標

評価指標	現状値	目標値	数値の根拠
学校に行くのが楽しいと思う児童生徒の割合	82.3%	↑	全国学力・学習状況調査（八女市）
困りごとや不安がある人のうち、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる児童生徒の割合	66.6%	↑	全国学力・学習状況調査（八女市）
不登校児童生徒の出現率	小 2.9% 中 8.7%	↩	教育指導課調べ
いじめはいけないことだと思う児童生徒の割合	96.2%	↑	全国学力・学習状況調査（八女市）
自分には、よいところがあると思う児童生徒の割合	79.8%	↑	全国学力・学習状況調査（八女市）

青年期

青年期（高校生・大学生年代）は、身体の成長に加えて、心理的な変化が大きく、メンタルヘルスケアの需要が高まります。青年期前期に訪れる思春期特有の悩みやストレスに対する支援が求められており、学校や大学、地域などに相談窓口を設置するなど、様々な支援が提供されています。

保健・医療の分野では、特に思春期から青年期にかけての移行期に、保健医療サービスの連続性が途切れることがあります。小児科医から成人医療へと移行する過程で、思春期や青年期特有の精神的な問題や性に関する問題などの健康問題に対する支援が十分でない場合があります、特に、メンタルヘルスケアに関しては、青年期の支援が十分に整っているとは言い難いのが現状です。

医療と福祉、教育の各分野が連携し、こどもや若者が成長する過程で途切れのない支援を受けられる体制づくりが求められます。また、家庭の経済状況によって進学を諦める人や、就職に対する不安がある人などへの支援が必要です。

（１）高等教育の修学支援

【取組の方向性】

- ◆ 若者が家庭の経済状況等にかかわらず、大学等の高等教育機関に就学する機会を確保できるよう、高等教育段階の修学支援に取り組みます。

（２）就労支援、雇用と経済的基盤の安定

【取組の方向性】

- ◆ 八女市の地理的環境や地場産業と連動した企業誘致を進め、若者の就職活動段階における地元企業とのマッチングを促し、八女市での経済的基盤の安定と定着に資する取組を推進します。

(3) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

【取組の方向性】

- ◆ ひきこもりや何らかの事情で働く事ができない、また働く意欲がない状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援体制の充実が必要です。
- ◆ 学生を含む若者が悩みを抱え孤立することのないよう、こころの健康や病気等の不安をサポートする相談支援窓口やサービスに関する情報等について広く周知する必要があります。
- ◆ 若者の予期せぬ妊娠、性感染症等の相談窓口の周知、また適切な支援に努めます。

評価指標

評価指標	現状値	目標値	数値の根拠
これからも八女市に住みたいと思う人の割合	71.3%	↑	市民アンケート
市（生活困窮者自立支援事業）・社会福祉協議会（福祉生活支援室等）相談窓口への0～30歳がいる世帯からの相談件数	110件	165件	福祉課・社会福祉協議会調べ

2. ライフステージを通した取組

(1) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

遊びは、こどもの身体や情緒面の発達に影響を与えるだけでなく、社会性や道徳観、忍耐力を育み、考える力を促します。こどもが、生活の中で様々な能力を獲得し、健やかに成長していけるよう、その発達の段階に応じた遊びの機会を確保していく必要があります。

また、社会経験などの欠如は、心身の発達に影響を与える可能性があり、社会生活上の困難を引き起こす場合があると言われています。体験を通じて多くの経験をし、様々な人と関わることで、創造性や生きる力を身につけていくことができるよう、多様な遊びや体験の場の提供に努める必要があります。

さらに、睡眠、食事、運動といった生活習慣は、成長期における健康の基盤を築き、心身の健全な発達に必要不可欠です。生活習慣が整うことで規則正しい生活リズムが生まれ、集中力や体力が向上し、学習や社会性の発達に良い影響を与えることから、こどもの適切な生活習慣の形成・定着、食育の推進にも取り組んでいく必要があります。

1) 遊びや体験活動を通した生活習慣の形成と定着

【取組の方向性】

- ◆ 遊びや体験活動は、こどもや若者の健全な成長に繋がります。八女にある豊富な自然環境を生かした野外体験、また、地場産業での職業体験、地域文化に育まれた郷土芸能など多種多様な交流の機会を活用する必要があります。
- ◆ こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものとするために欠かせない活動であることから、こども読書活動の推進を図る必要があります。

2) こどもを中心としたまちづくり

【取組の方向性】

- ◆ 地域にあるこどもの集いの場への安全なアクセスの確保や、子育て世帯が身近な地域で交流できる公園や体験施設などの場所や機会を創出することが必要です。

3) こどもや若者が活躍できる機会づくり

【取組の方向性】

- ◆ こどもや若者が、個々の長所を見つけ伸ばすことのできる環境や支援が重要です。地域にある行事やイベントなど多様な体験の場で活躍できる機会の提供を推進します。
- ◆ 世代間交流や地域文化、スポーツなど、実体験や多様な価値観に触れることを通じて成長できる取組を推進し、こどもや若者が自らの可能性を広げ、活躍していけるよう努めます。

4) こどもや若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

【取組の方向性】

- ◆ 男女平等、性的指向及びジェンダーアイデンティティ⁶の多様性に関する知識の普及、相談体制の整備等に努めます。
- ◆ 教育現場等において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を持つことがないように、また、性別にかかわらず一人一人の個性や能力を認め合うことの大切さを学ぶ取組が必要です。
- ◆ 様々な世代における固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信を進めます。

評価指標

評価指標	現状値	目標値	数値の根拠
自分は自分のままでいい（自己肯定感の高い）と思うこどもの割合	80.7%	↑	子育て支援課アンケート
自分の将来が楽しみだと思うこどもの割合	73.1%	↑	子育て支援課アンケート

6 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。

（２）こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供

こどもや若者が生涯にわたって健康的な生活を送るためには、それぞれのライフステージに応じた支援はもちろん、生涯を通じた切れ目のない保健・医療を提供していく必要があります。

誕生前から乳幼児期、学童期・思春期、青年期、そして妊娠・出産を経て子育ての当事者となるライフステージに至るまでの切れ目のない支援に努め、定期的な健診の機会や保健・健康等に関する教育の機会を設けることで、健やかな心身の成長を支援していくことが重要です。

【取組の方向性】

- ◆ こどもの健やかな成長と発達には、切れ目ない成育医療等の提供が必要です。
- ◆ こどもの成長や発達には、子育ての当事者である保護者や身近な養育者が正しい知識を持つことの重要性について、周知啓発する必要があります。
- ◆ 地域社会全体でこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができる環境を促進するための周知啓発が必要です。

※ 幼児期までのこどもの育ちの５つのビジョン

- 01 こどもの権利と尊厳を守る
- 02 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める
- 03 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
- 04 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
- 05 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す



【出典】 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（こども家庭庁）

評価指標

評価指標	現状値	目標値	数値の根拠
20代・30代の住民健診の受診者数	447人	450人	健康推進課調べ
20代・30代の住民健診の保健指導率	85.9%	87.0%	健康推進課調べ

(3) こどもの貧困の解消に向けた対策

貧困とは、住む家がない、食べるものがないなどの必要最低限の生活水準が満たされないほどに経済的に困窮している状態だけを指すものではありません。教育や体験など、あらゆる選択肢や機会が奪われた状態も「貧困」の状態であるといえます。一般的に、前者は「絶対的貧困」、後者は「相対的貧困」と言われます。

こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼします。

本市においても、貧困につながりやすい生活困窮世帯やひとり親家庭等に対する支援をはじめ様々な支援を行っていく必要があります。

1) 教育の支援



アンケート調査結果

本市の中学生の約3割は塾に通っている状況の中で、塾に通っている子どもの割合が特に低い相対的貧困⁷世帯は平日の勉強時間が短い傾向にあり、成績に対する自己評価も低いことが分かります。こどもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を提供できるよう、教育に関する各種支援を充実するとともに、支援の存在を分かりやすく、広く伝える努力を継続していく必要があります。

※八女市こどもの生活実態調査（令和3年度実施）

【取組の方向性】

- ◆ 全てのこどもや若者が、家庭の経済状況に影響されることなく、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢に挑戦できる環境をつくることが重要です。
- ◆ 学校・保育所・幼稚園等が地域と繋がり開かれた環境のもとで、地域における関係機関や各種団体、またスクールソーシャルワーカーと⁸連携し、苦しい状況にある児童生徒を早期に把握し、支援につなげる体制を強化する必要があります。
- ◆ 義務教育段階の就学援助、高校・大学生等への修学支援等により幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図る必要があります。

7 その国や地域の水準の中で比較して、大多数よりも貧しい状態のこと。

8 問題を抱える児童生徒を取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関等との連携・調整を行ったりする人を指す。

2) 生活の安定に資するための支援



アンケート調査結果

「相対的貧困」の考え方は経済的困窮のみに着目しているために必ずしも貧困の実態を十分に捉えられていないと考え、本市ではより多面的な把握に努めています。生活に困窮していることもや若者、子育て家庭の生活が安定し、地域で孤立しないための取組が必要です。

※八女市こどもの生活実態調査（令和3年度実施）

【取組の方向性】

- ◆ 貧困の状況にある子どもや若者、子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、子ども食堂や地域におけるこどもの居場所づくり、社会福祉協議会等との連携した支援が必要です。
- ◆ 成人するまでの間に親からのネグレクト⁹等により援助が受けられず、必要な就学や就職の機会を得られない等により、社会生活への対応が困難な状況とならないための支援が必要です。

3) 保護者に対する生活の安定と向上に資するための就労の支援



アンケート調査結果

本市のひとり親世帯における等価可処分所得¹⁰の平均は123.0万円と国が定義する相対的貧困の境界である126.7万円を下回ります。この理由の一つとしては、ひとり親世帯の93.0%が母子世帯であることが挙げられます。

※八女市こどもの生活実態調査（令和3年度実施）

【取組の方向性】

- ◆ 保護者の就労支援においては、単に職を得るにとどまらず、日々の生活の安定と向上のための支援につなげることが必要です。
- ◆ 仕事と養育が両立し、安心して子どもを育てることのできるよう社会的支援環境をつくる必要があります。
- ◆ ひとり親世帯に対する家事援助や保育サービスの提供など日常生活の支援とともに、生活基盤の安定につながる柔軟な働き方への支援に取組む必要があります。

9 「育児放棄」「育児怠慢」などを指し、「身体的虐待」「心理的虐待」「性的虐待」とならぶ児童虐待の1つ。

10 世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得。

4) 経済的支援



アンケート調査結果

本市における相対的貧困世帯の割合は 20.4%となっています。保護者の健康状態や就労状況にかかわらず、家庭での生活が日々安定したものになるために、各種手当や貸付けなど複数の支援制度により生活の基礎を下支えしていく必要があります。

※八女市こどもの生活実態調査（令和3年度実施）

【取組の方向性】

- ◆ 困窮する子育て世帯の生活の安定を図るため、世帯ごとのニーズにあった様々な経済的支援の枠組みをつくる必要があります。

評価指標

評価指標	現状値	目標値	数値の根拠
暮らしにゆとりがないと感じている人の割合	28.2%	↩	市民アンケート
結婚（または最初のこどもが誕生）する際に経済的な不安を抱えた人の割合	50.6%	↩	市民アンケート

（４）障がい児・医療的ケア児等への支援

心身の障がいによって、日常生活や社会生活において活動の制限や制約を受けていることに対して、家庭はもちろん、地域で安心して暮らすことのできる環境をつくる必要があります。

発達の問題や障がいや難病のあるこどもの支援には、行政からの公的サービスや支援のほかに、本人や家族に対する周囲の配慮が自然に行き届くような雰囲気をつくることも重要です。そのためには、生活環境の整備や市民への啓発はもちろんのこと、教育の場において、障がいに対する正しい知識を啓発し、理解を深めるための取組を行うことも重要です。

行政、家庭、地域、保育、教育が連携しながら、障がいに対しての理解を深めるとともに、支援が必要なこどもを適切な支援へと結び付けるための取組や、障がい児や家族が孤立しないよう、相談先や支援体制を周知することが大切です。

【取組の方向性】

- ◆ 保育等で配慮を必要とする障がい児への支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターとの連携や保育所等への巡回支援の充実など保育所等におけるインクルージョン¹¹を推進する必要があります。
- ◆ 医療的ケア児、聴覚障がい児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応は、地域における理解と受入施設等の充実が求められています。
- ◆ 障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障がい者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、関係機関と連携し早期の段階から行う必要があります。
- ◆ 特別支援教育については、安全・安心に過ごすための施設整備と、一人一人の教育ニーズに応じた学びの場の環境整備に努め、障がいや病気の有無等に関わらず全てのこどもや若者の生涯にわたる学習機会の充実を図る必要があります。

評価指標

評価指標	現状値	目標値	数値の根拠
気軽に相談できる人や場所がある人の割合	91.3%	↑	市民アンケート
障がい児及び医療的ケア児の受入可能な保育所等の数	12 施設	12 施設	子育て支援課調べ

11 「包括」「含有」「一体性」などの意味。多様な人々がそれぞれの個性を尊重されつつ、その特性を活かしつつ社会・組織の一員として属している状態を指す。

（５）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラー¹²への支援

全国的に児童虐待の認知件数は、残念ながら年々増加傾向にあります。

虐待は、こどもの命にかかわる重大な違法行為です。周囲の人や行政は、親やこどもが孤立しないように支援するほか、家庭内の事情をできる限り把握し、虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制を整えておく必要があります。

１）児童虐待防止対策等の更なる強化

【取組の方向性】

- ◆ 課題を抱える子育て世帯に対するアプローチと、こどもや若者が虐待等により家庭内孤立状態とならないための訪問支援など、要保護児童対策地域協議会実務者を核とした、虐待予防のための継続的な支援をしていく必要があります。
- ◆ 虐待の早期発見、迅速対応を行うため関係機関と連携し、子育てをする人が家庭内や地域で孤立しないよう相談体制の充実を図ります。
- ◆ 予期せぬ妊娠に悩む若年女性等が孤立した環境とならないようこども家庭センターが相談窓口となって、日常生活の支援や関係機関との調整等の支援に取り組む必要があります。

２）社会的養護を必要とするこどもや若者に対する支援

【取組の方向性】

- ◆ 家庭での養育が困難又は適当でない場合は、関係機関と連携し、こどもが児童養護施設等への入所及び「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、里親やファミリーホームの活用を進めます。
- ◆ 施設や里親等の下で育った社会的養護経験者に対しては、多職種・関係機関の連携による自立支援を進めるとともに、地域社会とのつながりをもてるよう支援する必要があります。
- ◆ 課題を抱える母子家庭やDV等により一時的に生活の支援が必要な世帯に対して、安全で安心な生活ができるよう支援を行う必要があります。

¹² 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと

3) ヤングケアラーへの支援



アンケート調査結果

ヤングケアラーにあてはまるかどうかという設問に対して、「あてはまる」と解答した割合は 0.8%となっているものの、「わからない」を選択した児童生徒の割合は 15.5%であり、潜在的なヤングケアラーが本市に存在している前提のもと、本計画において重点課題と位置付けます。

※八女市こども計画策定のためのアンケート【児童生徒用】（令和 5 年度実施）

【取組の方向性】

- ◆ ヤングケアラーの問題は、教育現場と児童福祉、また、医療、介護等の関係機関が情報を共有し連携して、早期発見と実態把握を行い支援につなげる必要があります。
- ◆ 家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭における様々な要望を適切にくみ取り、世帯全体を対象とした重層的な支援につなげる必要があります。

評価指標

評価指標	現状値	目標値	数値の根拠
ヤングケアラーに該当することの割合	0.8%	↩	子育て支援課アンケート
こども相談室における虐待相談件数（実件数）	135 件	↩	子育て支援課調べ

（６）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る環境整備

我が国の自殺者数は長年減少傾向にあるものの、こども・若者の自殺は依然として社会問題となっており、その背景には、いじめ、学業や将来の不安、家族関係の悩みなどがあります。また、ＳＮＳの発展により、ネット上でのいじめや詐欺など、従来の対策だけでは対応が難しい新たな問題も生じています。

こども・若者の自殺対策には、学校や地域社会における「心の健康教育」の充実や、相談窓口の設置、ＳＮＳ相談など、様々な支援が提供されています。また、犯罪から守るためには警察や自治体、地域ボランティアが連携し、不審者情報の共有や防犯教室の開催、ＳＮＳでの注意喚起を行っています。

しかし、こどもや若者が抱える悩みは多様化しており、特にプライバシーの問題から家族や学校関係者に話せないケースも少なくありません。

さらに、相談員の人数不足や対応の質の向上も求められており、こどもや若者が「本当に安心できる」相談体制の整備が急務となっています。

１）こどもや若者の自殺対策

【取組の方向性】

- ◆ 自殺の要因分析や、自殺予防教育、電話・ＳＮＳ等を活用した相談体制の整備による自殺リスクの早期発見と予防に努めます。
- ◆ こどもや若者の自殺が増加する傾向にある長期休暇前後の集中的な啓発活動など、重点的な取組を行います。
- ◆ 八女市自殺対策計画に基づく総合的な取組を進めていきます。

２）こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

【取組の方向性】

- ◆ こどもが主体的にインターネットを利用できる能力や情報リテラシー¹³を習得するための情報発信に取り組みます。
- ◆ フィルタリング¹⁴の利用促進、ペアレンタルコントロール¹⁵による対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備を促進します。

13 世の中に溢れる様々な情報を、適切に活用できる基礎能力のこと。リテラシー(literacy)は、英語で文字の読み書き能力を表す「識字」を指し、情報を組み合わせて「情報を正しく読み解き、発信できる」との意味。

14 主に未成年者の違法・有害なウェブサイトへのアクセスを制限し、安心してインターネットを利用できるよう手助けするサービスのこと。

15 こどもがインターネットやスマホ、パソコン、ゲーム機などを利用する際に、保護者が制限を設定できる機能のこと。

3) こどもや若者の性犯罪・性暴力対策

【取組の方向性】

- ◆ 生命を大切にし、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないため、教育現場等における生命（いのち）の安全教育を進めます。
- ◆ 相談窓口の一層の周知や、地域ぐるみで犯罪を撲滅する意識の高揚と継続的な啓発活動の実施を推進します。

4) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

【取組の方向性】

- ◆ こどもの生命と安全を守るため、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等の強化促進に努めます。
- ◆ こどもや若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発に努めます。

5) 非行防止と自立支援

【取組の方向性】

- ◆ こどもや若者の非行・犯罪防止や、非行・犯罪に及んだこどもや若者とその家族への相談支援、自立支援を推進するとともに、社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。

評価指標

評価指標	現状値	目標値	数値の根拠
こども・若者（39歳以下）の自殺者数	5人未満	0人	健康推進課調べ
こどものスマートフォンにフィルタリングをかけている人の割合	29.1%	↑	市民アンケート

(7) こども・若者の権利が保障された地域社会

こどもや若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きる存在でもあります。家族や地域社会の支えを受けながら成長し、自立した個人として自己を確立していきます。

こども・若者が、多種多様な人格と個性を持ったひとりの人間として尊重され、その権利が守られ、最善の利益が保障される地域社会を築いていかなければいけません。

【取組の方向性】

- ◆ こども・若者が自らの権利について、主体的に認識し考える機会をつくる必要があります。また、すべての世代が、こども・若者の権利について共通理解し、尊重する社会を目指す必要があります。

子どもの権利条約「4つの原則」

①差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

②子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

③生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

④子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関心のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

「子どもの権利条約」

評価指標

評価指標	現状値	目標値	数値の根拠
こどもの権利について聞いたことがあるこどもの割合	57.6%	↑	子育て支援課アンケート
こどもの権利が守られていると思う大人の割合	60.7%	↑	市民アンケート

3. 子育て当事者への支援に関する取組

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

経済状況の変化や教育政策の不確実性により、子育ての当事者は将来的な経済的困難に対する不安を抱えています。このような不安は、子育てをためらう要因にもなり得ます。これらの現状と課題を踏まえ、より一層の支援の充実や制度の見直しが求められています。

【取組の方向性】

- ◆ 幼児教育・保育に係る経済的負担の軽減や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階において、過度な負担期がないようメリハリのある支援に取り組みます。

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

最近では、インターネットやSNSを通じて、家庭教育に関する情報が容易に入手できるようになっています。自治体のホームページやオンライン講座、子育て支援アプリなども普及し、親が自宅から手軽に情報を得られる環境が整いつつあります。

しかし、家庭によって教育に対する意識や姿勢が異なるため、家庭教育支援の効果が均等に行き渡らないという課題があります。例えば、教育に対する関心が低い家庭や、経済的・社会的に困難を抱える家庭では、これらの各種支援サービスの利用が進まない場合があります。こうした家庭に対する支援の方法が限られている現状もあります。

【取組の方向性】

- ◆ オンラインを活用した面談や相談対応、プッシュ型での情報提供を行うとともに、こどもに対する親の関わりの工夫や体罰によらない子育てに関する情報発信を進めます。
- ◆ 私立保育所等による一時預かりに加えて、公立の子育て拠点施設での一時預かり事業やファミリー・サポート・センターによる子育て支援の更なる充実に取り組みます。
- ◆ 保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育むための家庭教育支援の普及を図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

（３）共働き・共育ての推進

全国的に共働き世帯は増加していますが、育児や家事の負担が女性に偏っている現状は、女性のキャリア形成に大きな影響を及ぼしているのも事実です。

一部では依然として「男は仕事、女は家事・育児」といった無意識の性別による役割分担の考え方が根強く残っており、男性が家事や育児をともに担うことに対して、職場や家庭内での期待や理解が十分でない場合も多くあります。

さらに、男性が育児休業を取得する権利は法的に保障されていますが、職場の雰囲気や昇進への影響を懸念して取得しない人が依然として多いのが現状です。育児休業を取得しやすい職場環境の整備、取得後にキャリアが阻害されない体制づくりが急務です。



アンケート調査結果

子育てを主に母親（父親）が担っている世帯は父母ともに子育てしている世帯の4.4倍（6.4倍）が、子育てをつらいと感じていることが分かったことから、ワークライフバランス¹⁶の推進を図ります。

※八女市こども計画策定のためのアンケート【小5中2保護者用】（令和5年度実施）

【取組の方向性】

- ◆ 国のこども未来戦略方針に基づき、男性・女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、職場の慣習や雰囲気を抜本的に見直し、組織の意識変革も含め、仕事と子育てを両立できる社会環境の醸成が求められています。

16 働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

(4) ひとり親家庭への支援

ひとり親世帯は、子育てと生計の維持を一人で担わざるを得ないことも多く、特に母子家庭では、こどもの育児や家事のために親の雇用形態がパートタイムなどの非正規である人が多いなど、経済的にも精神的にも不安定な状況に置かれがちです。

ひとり親世帯に対しても、生活の安定のための様々な支援を行っていく必要があります。



アンケート調査結果

配偶者がいない世帯はいる世帯の3.2倍子育てをつらいと感じていることが分かったことから、ひとり親家庭への支援を本計画の重点課題として位置づけ、ひとり親家庭に寄り添い、ひとり親家庭が抱える様々な課題の解決をめざします。

※八女市こども計画策定のためのアンケート【小5中2保護者用】(令和5年度実施)

【取組の方向性】

- ◆ ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭の状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。
- ◆ オンラインを活用したプッシュ型による相談支援を行うことや、様々な課題にワンストップで対応する相談支援体制の充実を図ります。
- ◆ ひとり親家庭に対する偏見や差別がないよう、当事者に配慮し、寄り添った相談支援を行います。
- ◆ こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しつつ、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や経済的支援の充実を図ります。

評価指標

評価指標	現状値	目標値	数値の根拠
暮らしにゆとりがないと感じている人の割合	28.2%	↩	市民アンケート
結婚（または最初のこどもが誕生）する際に経済的な不安を抱えた人の割合	50.6%	↩	市民アンケート
こどもの世話や看病について頼れる人がいる人の割合	89.4%	↗	市民アンケート
家族で協力して子育てをしている人の割合	92.1%	↗	市民アンケート
八女市は子育てしやすいまちだと思う人の割合	74.4%	↗	市民アンケート

Ⅱ こども施策を推進するために必要な取組

1. こども・若者の社会参画・意見反映

(1) 市の政策決定過程へのこども・若者の参画促進

市の施策立案過程において、こどもや若者の意見を聴き、施策に反映させる仕組みをつくることで、より身近に、共感できる施策の展開が着実に進められるよう取り組みます。

【取組の方向性】

- ◆ こどもや若者が意見を発し、その意見が政策に反映させるためのプロセス（しくみ）を構築します。
- ◆ こどもや若者が自由に意見を言える環境と気運の醸成に取り組み、こどもや若者が理解しアクセスしやすい方法で、こども施策に関する情報提供を行います。
- ◆ 置かれた環境によって声が聴かれにくい状況にあるこどもや若者、また意見を表明することへの意欲や関心を高くもてないこどもや若者も、安心して意見や思いを発することのできるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をします。

(2) 社会参画・意見反映を支える人材の育成

こどもや若者が意見を言いやすい環境を整えるためには、意見を引き出すファシリテーターを積極的に育成し活用することが重要です。

【取組の方向性】

- ◆ こどもや若者の考えや意見を政策へ反映していくためには、具体的なテーマ等を提供しながら意見を聴くファシリテーター¹⁷を若者を中心に積極的に活用するため、人材確保や養成等のための取組を行います。

17 会議などで中立的な立場に立った上で会議中に発せられた意見をまとめ、より良い結論に導く役割を担う人のこと。

2. こども施策の共通の基盤となる取組

(1) 施策の立案及び点検・評価

すべてのこどもや若者が本計画の指針に基づき取り組む支援等により、公平で健やかな環境で成長できるよう、基本構想に掲げる評価指標により管理していく必要があります。

【取組の方向性】

- ◆ こども施策の推進にあたっては、統計データ等の定量的データに加え、こどもや若者からの意見聴取で得た定性的データも活用し、EBPM¹⁸の観点も取り入れながら施策の立案及び点検・評価を行います。

(2) こどもや若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こども家庭庁の推進する「こどもまんなかアクション」の趣旨に基づき、こどもや若者、子育て世帯が様々な支援制度を気兼ねなく利用できるように、地域社会や企業を含めた社会全体で、年齢や性別を問わずこどもや子育て中の方々を応援する意識改革を推進し、社会全体でこどもや子育て当事者を支える気運を醸成し、子育て世帯が安心して生活できる環境を作ることを目指していくことが重要です。



アンケート調査結果

お互いの家を行き来するほどの近所づきあいをしている人は子育てをつらいと感じる割合が0.0%である一方、近所づきあいがいない人の3人に1人(33.3%)が子育てをつらいと感じていることから、地域で孤立することも子育てをつらくさせる要因の一つであることが分かったため、支え合える地域を目指していくことも大切です。

※八女市こども計画策定のためのアンケート【小5中2保護者用】(令和5年度実施)

【取組の方向性】

- ◆ こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、全ての人がこどもや若者、子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革の取組を進めます。
- ◆ 様々な取組を通じてこどもや若者、子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

18 EBPM (エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング) とは、証拠に基づく政策立案のこと。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づくものとする。

3. 計画の推進

（１）計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市民や関係団体等に計画の内容を知っていただき、行動してもらう必要があります。

また、子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健・医療・教育・就労など様々な分野にわたるため、子育て支援課が主管となり、関係部局と連携・協働しながら本計画を推進します。保育所・幼稚園等の幼児教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校や民生委員・児童委員等の地域の関係団体・機関と適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで子育て支援の推進を図ります。

さらに、子育て支援施策は、児童手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、国・県と連携し、各種施策の充実や要望を行っていきます。

（２）計画の進捗管理

本計画では、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こどもや若者、子育て当事者の視点に立った数値目標を設定します。また、本計画の施策の進捗状況を検証するための指標を設定し、計画見直しに向けた進捗管理を行います。

また、行政の主な施策については、定期的に事業実施の有無やその結果の進捗管理を行っていくとともに、次期計画の見直し時期には、ニーズ調査等実施し、八女市子ども・子育て会議での検討を経て、計画の見直しや修正、内容の追加などを行います。

第五章

子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。本計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策を記載します。

図表 10 本市における教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名			区 域
教育・保育	教育・保育施設	保育所、幼稚園、認定こども園	市全域
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	妊婦健康診査		市全域
	妊婦等包括相談支援事業		市全域
	産後ケア事業		市全域
	乳児家庭全戸訪問事業		市全域
	地域子育て支援拠点事業		市全域
	子育て世帯訪問支援事業		市全域
	利用者支援事業		市全域
	病児・病後児保育事業		市全域
	子育て短期支援事業		市全域
	一時預かり事業		市全域
	ファミリー・サポート・センター事業		市全域
	延長保育事業		市全域
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		市全域
	実費徴収に係る補足給付を行う事業		市全域
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		市全域

2. 量の見込みの算出方法

(1) 「量の見込み」とは

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされており、計画の中で、各年度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容を定めることとなっています。

(2) 「量の見込み」の考え方

量の見込みの算出にあたっては、国が示す手引きに従い、保護者に対する利用希望把握調査等（以下、ニーズ調査）の結果から、就労状況や希望等を踏まえた“潜在的”な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出したうえで、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出します。

$$\boxed{\text{推計児童数}} \times \boxed{\text{潜在的家族類型割合}} \times \boxed{\text{利用意向率}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$

(3) 家庭類型について

保護者の就労状況等により、タイプ A からタイプ F まで 8 つの潜在的家族類型に分類します。潜在的家族類型とは、今後の就労意向（現在、就労していない母親が、すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したいと思っている等）を反映させたものです。分類する類型は下記のとおりです。

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプ A	ひとり親家庭	「配偶者はいない」と回答した人
タイプ B	フルタイム×フルタイム	父親、母親ともフルタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※パートタイム・無業からフルタイムへの転換希望者を加える
タイプ C	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※3-5 歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育園または認定こども園の利用意向がない人、及び 0-2 歳で、現在、保育園、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに 1 年以内に就労したい人を加える

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプC'	フルタイム×パートタイム (保育の必要性が低い + 幼稚園を利用希望)	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む）のうち、3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育園または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育園、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人
タイプD	専業主婦（夫）	父親もしくは母親のいずれかが無業の人 ※1年以内にフルタイムもしくはパートタイムで就労したい人は除く ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える
タイプE	パートタイム×パートタイム (保育の必要性が高い)	父親及び母親のいずれもパートタイム等で就労している人 ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプE'	パートタイム×パートタイム (保育の必要性が低い + 幼稚園を利用希望)	父親、母親ともパートタイム等で就労している人 ※3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育園または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育園、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプF	無業×無業	父親、母親とも無業の人 ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える

（４）利用意向率について

利用意向率とは、各家庭類型に分類された人のうち、当該事業を利用したいと回答した人の割合（無回答を除く）です。

例えば、ニーズ調査において「タイプC」に分類された人が103人いたとして、「できれば病児・病後児保育施設を利用したいか」との設問に対し、10人が「利用したい」と回答し、3人が無回答だった場合、タイプCの病児・病後児保育に対する利用意向率は、 $10 \div (103 - 3) \times 100 = 10\%$ となります。利用意向率は、潜在的家庭類型ごとに算出します。

（例）病児・病後児保育の利用意向率

家庭類型	類型人数	「利用したい」	無回答	計算式	利用意向率
タイプA	20人	5人	0人	$5 \div (20 - 0) \times 100$	25%
タイプB	52人	10人	2人	$10 \div (52 - 2) \times 100$	20%
タイプC	103人	10人	3人	$10 \div (103 - 3) \times 100$	10%
タイプE	11人	3人	1人	$3 \div (11 - 1) \times 100$	30%

(5) 量の見込みの計算手順

量の見込みは幼稚園、保育所、保育認定などの項目ごとに、アンケート結果からそれぞれの利用意向率を算出し、将来の子どもの人口推計（推計児童数）を掛け合わせて計算を行います。ただし、これまでの実績を勘案して設定した方が適当である場合は、実績を基に計算を行います。

Step 1 現在の家庭類型を把握する

アンケート結果から判明した両親の就労状況から、家庭状況に応じて8つの家庭類型を分類します。



Step 2 潜在家庭類型を把握する

Step 1 に、今後1年以内両親の就労意向を反映させ、潜在家庭類型を分類します。



Step 3 潜在家庭類型別児童推計数

住民基本台帳の情報を基に今後の出生数や将来の子どもの人口を算出し、それぞれの潜在家庭類型の割合を掛け合わせ、潜在家庭類型別の将来児童数を算出します。



Step 4 事業ごとの利用意向率

それぞれの事業ごとに用意されている計算式を用い、利用意向率を算出します。



Step 5 利用対象児童数の算出

潜在家庭類型や年齢ごとに利用できるサービス・事業が異なるため、サービス・事業別に定められた条件に従って、潜在家庭類型の割合と児童推計数を掛け合わせます。



Step 6 量の見込みの算出

サービス・事業ごとの利用意向率と対象となる児童数を掛け合わせて、量の見込みを算出します。

3. 教育・保育施設の充実

(1) 教育・保育施設の事業計画についての考え方

1) 考え方

子ども・子育て支援法に基づき、需要量の見込みに対し供給可能な量を踏まえ、確保の方策としました。ただし、教育・保育施設の数にあっては、八女市立学校再編整備基本構想の趣旨と等しく、旧町村を単位に必要最小数は確保することとします。また、児童数の推移や市内の住宅開発等により、当初見込んだ需要量の変動が生じた場合、中間見直しを実施することにより対応します。

2) 認定区分について

子ども・子育て新制度では、希望する教育・保育施設を利用するために、それぞれの事由や時間に応じて、市から保育の必要性の認定を受けた上で申し込みをします。認定には、下記に挙げる3区分があります。

1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園 地域型保育事業所

3) 見込み量と確保方策

教育・保育分野の事業においては保育認定（1号・2号・3号）ごとにニーズ量の推計と確保方策を明示します。

3号認定に関しては、第2期計画では0歳児（3号認定Ⅰ）、1・2歳児（3号認定Ⅱ）で分けて見込みましたが、第3期計画では、国の手引きに従い1歳児（3号認定Ⅱ）と2歳児（3号認定Ⅲ）を分けて見込みました。

供給量がニーズ量を下回る場合、計画期間内にどのように不足を解消するかについて、具体的な確保の方策を検討します。

(2) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

1) 教育施設（幼稚園・認定こども園）

1号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもが該当します。「保育の必要な事由」に該当しない児童が対象となり、幼稚園・認定こども園を利用することができません。

2号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育の必要な事由に該当する場合、保育所・認定こども園を利用しますが、保護者の教育的ニーズが強いなどの理由から幼稚園を希望する場合は「1号認定Ⅱ（教育時間終了後、預かり保育を利用する児童）」に該当します。

【量の見込みと確保方策】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	392	387	382	377	372
1号	156	154	152	150	148
1号Ⅱ	236	233	230	227	224
確保方策	496	496	496	496	496
1号	260	260	260	260	260
1号Ⅱ	236	236	236	236	236
過不足	104	109	114	119	124

【確保方策の内容】

1号認定子ども（教育時間終了後、預かり保育を利用する児童を含む。）に係る利用ニーズに対しては、現在の幼稚園及び幼稚園型認定こども園の定員で充足していますので、原則として、新規の施設整備は行いません。

2) 保育施設（保育所・認定こども園）

2号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。3号認定は0歳から満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育所・認定こども園が利用できます。3号認定は0歳児、1歳児、2歳児と各年齢に分けて量を見込みます。

① 2号認定

【量の見込みと確保方策】 (人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	905	893	881	870	859
確保方策	915	915	915	915	915
過不足	10	22	34	45	56

② 3号認定Ⅰ（0歳児）

【量の見込みと確保方策】 (人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	147	145	143	141	139
確保方策					
①	147	147	147	147	147
②	0	0	0	0	0
過不足	0	2	4	6	8

③ 3号認定Ⅱ（1歳児）

【量の見込みと確保方策】 (人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	261	258	255	252	249
確保方策					
①	261	261	261	261	261
②	0	0	0	0	0
③	0	0	0	0	0
過不足	0	3	6	9	12

④ 3号認定Ⅲ（2歳児）

【量の見込みと確保方策】 (人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	310	306	302	298	294
確保方策					
①	310	310	310	310	310
②	0	0	0	0	0
③	0	0	0	0	0
過不足	0	4	8	12	16

- ①教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）※確認を受けない幼稚園を含む。
 ②特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）
 ③市外の教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）

【確保方策の内容】

八女市内全体としては、児童数が減少していますが、0歳から2歳児の保育ニーズは、依然として相対的に高い状況が続いています。保育ニーズの高い西部地域においては、既存保育所の定員の見直し、増改築、送迎事業等により保育の供給体制を確保することを基本とし、認可保育所等を新設する場合は、原則として1施設に限ることとします。一方、東部地域では保育ニーズは縮小していくことを見込んでいますが、必要な児童に必要な保育を実施するための提供体制を確保します。

4. 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 妊婦に対する健康診査

【事業の概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(回)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	4,774	4,704	4,634	4,564	4,494
確保方策	全期間 《尿化学、栄養食事指導、保健指導》《子宮頸がん検査》 妊娠初期～23週（4週間に1回）： 《血液型、末梢血液一般、不規則抗体、梅毒血清反応、B・C型肝炎抗体、HIV抗体、風疹ウイルス抗体、ヒトT細胞白血病ウイルス-1抗体、超音波》 妊娠24～35週（2週間に1回）： 《貧血、グルコース、クラミジア、超音波》 妊娠36～39週（1週間に1回）： 《超音波、B型溶血レンサ球菌》				

【確保方策の内容】

妊娠期の全期間において、医療機関と連携し必要な検査を行い、妊婦と赤ちゃんの健康を守る体制を確保します。

(2) 妊婦等包括相談支援事業

【事業の概要】

各自治体が、主に妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行うというものです。

【量の見込みと確保方策】

(回)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	1,122	1,105	1,088	1,071	1,054
確保方策	1,122	1,105	1,088	1,071	1,054

【確保方策の内容】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う体制を確保します。

(3) 産後ケア事業

【事業の概要】

母親の身体的回復と心理的な安定を促進し、育児に関する不安や生活上の困りごと等において専門的な指導を行い、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援を図ることを目的とする事業です。短期入所（ショートステイ）、通所（デイサービス）、居宅訪問（アウトリーチ）型を実施しています。

【量の見込みと確保方策】

(人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	75	73	71	69	67
確保方策	75	73	71	69	67

【確保方策の内容】

出産後 1 年未満の産婦、新生児及び乳児に対し、委託産科医療機関と連携し、産婦の身体的回復と心理的な安定が保てるよう確保します。また、事業内容や趣旨が十分に伝わるよう積極的な案内や周知を行い、利用促進に努めていきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん）

【事業の概要】

概ね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	396	392	388	384	380
確保方策	396	392	388	384	380

【確保方策の内容】

乳児のいる家庭へ、地域の主任児童委員や民生委員児童委員による全戸訪問を行います。必要に応じ保健師と連携し、訪問を行う等事業の実施体制を強化します。

(5) 地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込み】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	29,287	30,458	31,676	32,943	34,260

【確保方策】

(か所)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	3	3	3	3	3

【確保方策の内容】

八女市子育て支援総合施設「みらい広場（八女地区）」、八女市子育て支援センター「きらきら（立花地区）」、「ピコロ（黒木地区）」の三か所の地域子育て支援拠点で事業を実施します。

(6) 子育て世帯訪問支援事業

【事業の概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等が
いる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、
家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の
高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

【量の見込みと確保方策】

(日)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	240	240	240	240	240
確保方策	240	240	240	240	240

【確保方策の内容】

令和 6 年度より開始した事業で現状では実績が多くありませんが、こども家庭セ
ンターにおける密な連携において、対象者における家庭支援が実施できるように地
域の実施事業所の拡大に努めます。

(7) 利用者支援事業

【事業の概要】

子ども及びその保護者並びに妊産婦が、その選択に基づき、教育・保育・保健・医療その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業。本市では子育て支援分野の基本型とこども家庭センター型を実施します。

【量の見込みと確保方策】

(か所)

	年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	基本型	1	1	1	1	1
見込み量	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策	基本型	1	1	1	1	1
確保方策	こども家庭センター型	1	1	1	1	1

【確保方策の内容】

利用者支援事業（基本型）については子育て支援総合施設「やめっこ未来館」において、利用者支援事業（こども家庭センター型）については八女市役所本庁内の「こども家庭センター」において実施し、妊娠中の方や子育て中の保護者が、相談、助言及び支援を受けられるよう取り組みます。

(8) 病児・病後児保育事業

【事業の概要】

病中・病後の児童を、専用の病児・病後児保育施設において、保育士及び看護師が一時的に保育する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700
確保方策	4,425	4,425	4,425	4,425	4,425

【確保方策の内容】

引き続き、広川町との相互利用の協定を維持し、現在の実施施設数を基本とし、提供体制を確保します。

(9) 子育て短期支援事業

【事業の概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(日)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	420	420	420	420	420
確保方策	420	420	420	420	420

【確保方策の内容】

一時的な養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であり、利用実績が少しずつ増えてきている状況です。緊急のニーズにも対応できるように近隣施設のサービス提供の確保などを検討します。

(10) 一時預かり事業等

1) 幼稚園における在園児を対象とした預かり保育

【事業の概要】

1号認定Ⅱ（教育時間終了後、預かり保育を利用する児童）」に係る預かり保育事業です。

① 1号認定による利用

【量の見込みと確保方策】 (人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

※在園児の利用は想定していません。

② 1号認定Ⅱ（教育時間終了後、預かり保育を利用する児童）による利用

【量の見込みと確保方策】 (人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	34,935	34,935	34,935	34,935	34,935
確保方策	37,774	37,774	37,774	37,774	37,774

【確保方策の内容】

教育時間終了後、引き続き同じ施設でおこなわれる預かり保育の利用ニーズに対しては、市内の認定こども園における定員内で確保します。

2) 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業の概要】

保護者の勤務や事情により、子どもを一時的に保育所や認定こども園などに預けることができる事業です。幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）とは異なり、基本的には全ての年齢の児童、家庭で利用することができます。

【量の見込みと確保方策】

(人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	7,805	7,805	7,805	7,805	7,805
確保方策	11,012	11,012	11,012	11,012	11,012

【確保方策の内容】

やめっこ未来館における一時預かり事業についての見込み量は直近 6 か年度の実績より見込んでおり、今後は同数で推移すると思われます。今後も保育士や子育て支援サポーターの確保に努め、ニーズに対応できるよう実施体制を強化します。

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）

【事業の概要】

児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人を会員として、手助けを行い合う相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	529	529	529	529	529
確保方策	529	529	529	529	529

【確保方策の内容】

事業の周知を行い、おねがい会員（援助を受ける人）や、まかせて会員（援助を行う人）等の新たな会員の確保に努めます。

まかせて会員（援助を行う人）の定例会を毎月開催し、情報交換や啓発を行い、援助活動の質の向上を図りながら、見込み量を確保します。

(12) 延長保育事業

【事業の概要】

保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用時間以外の時間に保育所等で引き続き保育を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	308	308	308	308	308
確保方策	785	785	785	785	785
施 設 数	8	8	8	8	8

【確保方策の内容】

現在の実施施設数を基本とし、提供体制を確保します。

(13) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業の概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に学童保育所や小学校等を利用して適切な遊び、生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込み】

(人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
合 計	1,069	1,079	1,095	1,109	1,108
1 年 生	296	276	275	285	271
2 年 生	299	282	278	277	286
3 年 生	195	252	242	239	238
4 年 生	168	143	184	177	175
5 年 生	80	86	73	94	91
6 年 生	31	40	43	37	47

【確保方策】

(人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実人数	1,237	1,237	1,277	1,277	1,277
施設数	16 か所	16 か所	16 か所	16 か所	16 か所

【確保方策の内容】

利用ニーズの高い西部地域（福島、長峰、上妻、岡山小学校区）については、必要な施設整備等により提供体制を確保します。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の概要】

低所得世帯の子どもが、保育所等を利用した場合において、保育所等に通園する中で、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用等（実費徴収額）を補助することで、円滑な保育所等の利用を図り、子どものすこやかな成長を支援する事業。

本市では、施設等利用給付認定子どもが新制度未移行幼稚園を利用した場合、年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び第 3 子以降の子どもに係る副食費の実費負担に対して一部給付します。

【確保方策】

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施の有無	有	有	有	有	有

【確保方策の内容】

施設等利用給付認定子どもが、八女市外の新制度未移行幼稚園を利用した場合、年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び第 3 子以降の子どもに係る副食費の実費負担に対して一部給付していますが、八女市内に新制度未移行幼稚園はありません。

(15) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業の概要】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関職員や構成員の専門性強化と関係機関の連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的とする事業です。児童虐待についての共有認識と講習会の開催や児童虐待防止に関する情報の周知等を行っています。

【確保方策】

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施の有無	有	有	有	有	有

【確保方策の内容】

八女市要保護児童対策地域協議会における代表者会議、実務者会議、ケースカンファレンス会議の定期的な開催、必要に応じた個別ケース検討会議の開催、専門性強化のための研修により、子どもを守るためのサポートを行います。

5. 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

（１）就学前教育・保育の質の向上に向けた取組

新制度では、質の高い教育・保育を総合的に提供することとされており、その実現にあたっては、教育・保育事業の従事者全体のさらなる質の向上を図るための取組を進めることが重要です。

本市が定める教育・保育事業の運営に関する基準の遵守状況の確認や、質の高い教育・保育を提供する体制の整備に向けた指導・助言を行うなど、教育・保育現場のさらなる質の向上に向けた取組を引き続き行います。

（２）就学前教育・保育と小学校の連携のさらなる推進に向けた取組

保育所、幼稚園、認定こども園から小学校へ、小学校から中学校へ進学していく際に、生活や学習、集団規模の違いなどの要因によって、子ども自身に「つまずき」や「戸惑い」が起こり、いわゆる「小１プロブレム」や「中１ギャップ」といった子どもの成長過程における様々な問題が生じています。

子どもの発達には、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることから、個々の発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を通じて、今後も就学前教育・保育と小学校及び中学校との連携のさらなる推進に努めていきます。

（３）産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後の休業及び育児休業明けに希望に応じて円滑に保育所、幼稚園、認定こども園などを利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中から情報提供や相談支援等を行い、利用を希望する時期に円滑に利用できるよう環境整備に努めます。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の認定申請及び請求については、保護者の利便性や過誤請求・過誤払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用費の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

資料編

資料

(1) 八女市子ども・子育て会議委員名簿

区分	所属	委員氏名	備考
知識及び経験を有する者	西南女学院大学短期大学部教授	末寄 雅美 (R6.9.29～R8.9.28)	会長
子どもの保護者	福島保育所保護者	伊藤 憲昭 (R6.9.29～R8.9.28)	
	八女市黒木地区学童保育所連合会	橋本 麻衣子 (R6.9.29～R8.9.28)	
	PTA 連合会代表（八女市 PTA 連合会）	森山 真実 (R6.9.29～R8.9.28)	
子どもの教育又は保育に関する事業を実施する者	本分保育園 園長（八女市保育協会）	平島 華代 (R6.9.29～R8.9.28)	副会長
	黒木小学校（八女市校長会）	古庄 マキ子 (R6.9.29～R8.9.28)	
子どもの教育又は保育に関する事業に従事する者	さいしょうじ幼稚園	牛嶋 恒美 (R6.9.29～R8.9.28)	
地域において子育ての支援を行う者	八女市民生委員児童委員連絡協議会 主任児童委員部	青木 幸子 (R6.9.29～R8.9.28)	
	八女市障がい者基幹相談支援センター	牛嶋 文子 (R6.9.29～R8.9.28)	
	八女市地域子育て支援センター 運営委員会	高田 悦也 (R6.9.29～R8.9.28)	
	チャイルドサポートネットワーク 代表	下川 京子 (R6.9.29～R8.9.28)	
市の職員	教育部	牛島 新五 (R6.9.29～R8.9.28)	
	健康福祉部	坂田 智子 (R6.9.29～R8.9.28)	
その他市長が認める者	八女市社会福祉協議会	中村 哲也 (R6.9.29～R8.9.28)	

※任期：令和 6 年 12 月 26 日～令和 8 年 12 月 25 日

(2) 八女市こども計画策定経緯

年	月日	会議名等	議題
令和5年	7月18日	令和5年度 第1回八女市子ども・子育て会議	・八女市子ども・子育て支援事業計画進捗報告について ・八女市子どもの貧困対策推進計画進捗報告について ・八女市こども計画の策定について
令和6年	1月29日	令和5年度 第2回八女市子ども・子育て会議	・こども大綱及びこどもの意見聴取の取り組みについて ・八女市こども計画策定について
令和6年2月13日～ 令和6年3月15日		・八女市 こども計画策定のためのアンケート実施 (未就学児保護者/小2保護者/小5・中2保護者/小5・中2児童生徒)	
令和6年	6月28日	令和6年度 第1回八女市子ども・子育て会議	・八女市子ども・子育て支援事業計画進捗報告について ・八女市子どもの貧困対策推進計画進捗報告について ・八女市こども計画策定のためのアンケート調査結果報告 ・八女市こども計画の策定について
令和6年	9月26日	令和6年度 第2回八女市子ども・子育て会議	・八女市こども計画について ・計画骨子案について ・小規模保育事業の設置認可に係る子ども・子育て会議の意見の聴取について
令和6年	12月26日	令和6年度 第3回八女市子ども・子育て会議	・八女市こども計画素案について
令和7年	2月28日	令和6年度 第4回八女市子ども・子育て会議	・八女市こども計画素案について
令和7年3月13日～ 令和7年3月27日		八女市こども計画（案）パブリック・コメント実施	

(3) 八女市子ども・子育て会議条例

平成25年6月21日

条例第27号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、八女市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

（令5条例13・一部改正）

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（令5条例13・一部改正）

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子どもの教育又は保育に関する事業を実施する者
- (4) 子どもの教育又は保育に関する事業に従事する者
- (5) 地域において子育ての支援を行う者
- (6) 市の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(平30条例10・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八女市条例第34号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成30年3月23日条例第10号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月7日条例第13号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

(4) 八女市こども子育て総合計画策定推進委員会設置要綱

令和5年8月22日

決裁

(設置)

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第10条の規定に基づく市町村こども計画、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第61条の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代育成支援推進法」という。）第8条の規定に基づく市町村行動計画及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第10条の規定に基づく市町村計画（以下「こども子育て総合計画」と総称する。）を策定し、推進するに当たり、必要な事項を調整し、協議するため、八女市こども子育て総合計画策定推進委員会（以下「策定推進委員会」という。）を設置する。

(令6. 11. 26・一部改正)

(所掌事項)

第2条 策定推進委員会は、次に掲げる事項を審議し、こども子育て総合計画の策定及び総合的な推進に関する必要な助言を市長へ行うものとする。

- (1) 基本法第9条第2項及び第3項に関すること。
- (2) 支援法第61条第2項及び第3項に関すること。
- (3) 支援法附則第4条に規定する保育の需要及び供給の状況の把握に関すること。
- (4) 次世代育成支援推進法第8条第1項及び第2項に関すること。
- (5) こども子育て総合計画の策定及び総合的な推進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、こども子育て総合計画に関する施策を総合的に推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定推進委員会は、八女市子ども・子育て会議条例（平成25年八女市条例第27号）に規定する子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の委員をもって組織する。

- 2 会長及び副会長は、子ども・子育て会議において選出された者とする。
- 3 会長は、策定推進委員会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員の任期は、子ども・子育て会議の委員の任期とする。

(会議)

第4条 策定推進委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 策定推進委員会は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 策定推進委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(下部組織)

第5条 策定推進委員会の下部組織として、八女市こども子育て総合計画策定推進庁内会議（以下「庁内会議」という。）を置く。

2 庁内会議は、策定推進委員会を補佐し、こども子育て総合計画の策定及び総合的な推進に向けた協議及び検討を行う。

3 庁内会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 健康福祉部長
- (2) 健康福祉部子育て支援課長
- (3) 教育部学校教育課長
- (4) 教育部教育指導課長
- (5) 次に掲げる課の長が推薦する職員

ア 総務部防災安全課

イ 企画部企画政策課

ウ 企画部定住対策課

エ 企画部商工・企業誘致課

オ 市民部人権・同和政策・男女共同参画推進課

カ 健康福祉部福祉課

キ 健康福祉部子育て支援課

ク 健康福祉部健康推進課

ケ 教育部学校教育課

コ 教育部教育指導課

サ 教育部社会教育課

(6) 八女市社会福祉協議会の長が推薦する者

4 庁内会議会長は健康福祉部長をもって充て、庁内会議副会長は健康福祉部子育て支援課長をもって充てる。

5 庁内会議会長は、庁内会議を代表し、会務を総理する。

6 庁内会議副会長は、庁内会議会長を補佐し、庁内会議会長に事故があるとき、又は庁内会議会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 庁内会議は、庁内会議会長が招集し、その議長となる。

8 前各項に定めるもののほか、必要に応じて部会を置くことができる。

(令6. 3. 27・一部改正)

(庶務)

第6条 策定推進委員会及び庁内会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和５年８月２２日から施行する。
(八女市子ども・子育て支援事業計画策定委員会要綱の廃止)
- 2 八女市子ども・子育て支援事業計画策定委員会要綱（平成２５年６月２６日決裁）は、廃止する。
(八女市子どもの貧困対策推進計画策定委員会要綱の廃止)
- 3 八女市子どもの貧困対策推進計画策定委員会要綱（平成２８年５月２７日決裁）は、廃止する。
(八女市子どもの貧困対策委員会要綱の廃止)
- 4 八女市子どもの貧困対策委員会要綱（平成２８年５月２７日決裁）は、廃止する。
(八女市子どもの貧困対策推進計画策定業務プロポーザル審査委員会要綱の廃止)
- 5 八女市子どもの貧困対策推進計画策定業務プロポーザル審査委員会要綱（平成２８年５月２７日決裁）は、廃止する。

附 則（令和６年３月２７日決裁）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和６年１１月２６日決裁）

この要綱は、令和６年１１月２６日から施行する。

(5) アンケートの実施結果

1) アンケート調査の実施

八女市に居住する保護者と小学5年生及び中学2年生の児童生徒を対象に、アンケート調査を実施しました。日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをおうかがいし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料とします。

(調査の目的)

子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ、子育てや少子化に関する意識等を把握することにより、今後の子育て支援施策の充実に活かすとともに、「八女市こども計画」策定の基礎資料とするため。

(調査の対象)

就学前保護者	本市在住の就学前児童の保護者
小2保護者	本市在住の小学2年生の保護者
小5中2保護者	本市在住の小学5年生及び中学2年生の保護者
小5中2児童生徒	本市在住の小学5年生及び中学2年生の児童生徒

(回収の結果)

	配 布 数	有効回収数	有効回収率
就学前保護者	1,602 件	1,056 件	65.9%
小2保護者	222 件	147 件	66.2%
小5中2保護者	708 件	296 件	41.8%
小5中2児童生徒	708 件	238 件	33.6%

2) 本調査の構成と総括の主な範囲

- 本調査は、子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ、子育てや少子化に関する意識等を把握することにより、今後の子育て支援施策の充実に活かすとともに、「八女市こども計画」策定の基礎資料とするために実施しました。
- 国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に沿って調査項目を盛り込み、実施しました。下図にグレーの網掛けで示した設問（量の見込み算出用設問）が該当します。
- 本計画書内では、八女市が独自に盛り込んだ設問（独自設問）を中心に調査結果を簡潔にまとめました。

（調査報告書の構成：目次抜粋）

第2章 調査結果（保護者）	5	
1. 基本属性	6	
2. お子さんご家族の状況	8	
3. 保護者の就労状況について	11	
4. 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について	16	
5. 地域の子育て支援事業の利用状況について	22	
6. 土曜・休日や長期休暇中の「定期的な」教育・保育事業の利用希望についてうかがいます	26	
7. 病気の際の対応について（平日の教育・保育を利用する方）	29	
8. 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用について	33	
9. 育児休業など職場の両立支援制度について	36	
10. 小学校就学した後の放課後の過ごし方について	41	
11. 障がいのある子どもたちへの支援について	45	
12. 少子化対策について	46	
13. 八女市についてうかがいます	47	
14. 子育て全般について	49	
15. スマートフォンについて	53	
16. 近所づきあいについて	56	
第3章 調査結果（児童生徒）	57	
1. 基本属性	58	
2. ふだんの生活について	61	
3. ヤングケアラーについて	71	
4. こどもの権利について	73	

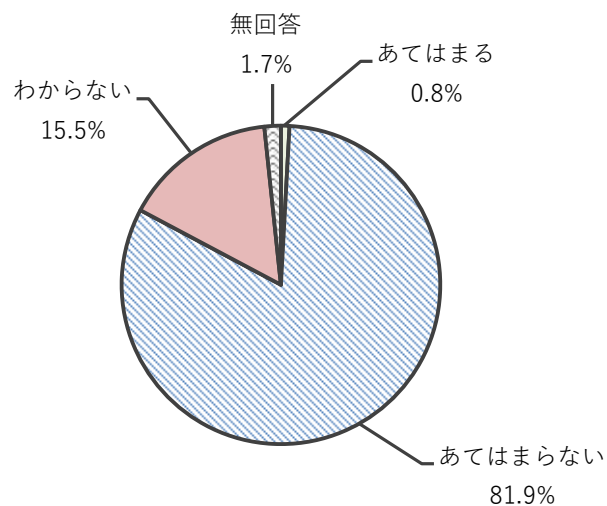
量の見込み
算出用設問

八女市
独自設問

3) 八女市のヤングケアラー

ヤングケアラーにあてはまるかどうかという設問に対して、「あてはまる」と解答した割合は 0.8%となっています。

問 19 あなた自身は「ヤングケアラー」にあてはまると思いますか。【児童生徒】



(n=238)

本調査は小学5年生及び中学2年生を対象としています。小学5年生、中学2年生ともに自身がヤングケアラーかわからない。または、ヤングケアラーと認識していないケースも含まれる可能性があります。

あなた自身は「ヤングケアラー」にあてはまると思いますか（学年別クロス） %

	n	あてはまる	あてはまらない	わからない	無回答
小学（義務教育学校）5年生	92	1.1	78.3	17.4	3.3
中学2年生（義務教育学校8年生）	142	0.7	85.2	13.4	0.7

（参考）全国値_中学2年生

(1.8)

厚生労働省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（2020 年度）によると、「自分はヤングケアラーに当てはまる」と思う人の割合は中学 2 年生で 1.8%（全国値）となっており、本市の調査結果は全国平均値の 4 割以下となっています。

一方、「子どもの貧困対策推進計画」の策定に先立ち実施した「八女市子どもの生活状況調査」（令和 3 年 7 月調査）では、「家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか」との設問に対して、小学生の 27.9%、中学生の 13.6%が「いる」と回答しており、2つの調査結果の間には大きな乖離が生じています。

今回の調査結果において、「わからない」を選択した児童生徒の割合は 15.5%であり、比較的高いことが分かります。調査票の中で示された「ヤングケアラーの状態像」に少なくとも形式上はあてはまってはいるものの、それが「ヤングケアラー」であると言えるのかまでは確信が持てなかった児童生徒が少なからず存在した可能性があります。

このことから分かるとおり、ヤングケアラーの把握にあたっては、設問や表現によって大きく回答結果が左右されることを十分に踏まえ、より多面的な把握をすべきことが分かります。

※本調査では、ヤングケアラーのイメージ・イラストを付記し例示しました。



©一般社団法人日本ケアラー連盟「こんな人がヤングケアラーです」

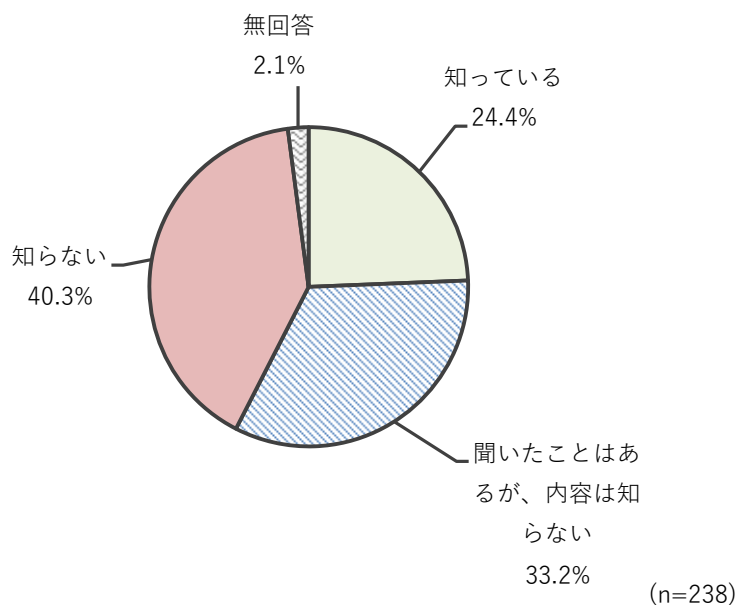
4) こどもの権利

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中のこどもたちが安全な環境で安心して自分に自信をもって生活ができるために守られるべき権利について定めた世界の合意であり、日本を含む批准国の政府にその実施を求める法的拘束力のある国際法です。1989年11月20日国連総会第44回会期において全会一致で採択され、日本は1994年に批准しています。

「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究」（こども家庭庁令和6年3月）によると、「子どもの権利条約」の認知度（「あなたは、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」について聞いたことがありますか」という質問に「どんな内容かよく知っている」「どんな内容かすこし知っている」「名前だけ聞いたことがある」と回答した人の割合）は小学4～6年生で32.0%、中学生で43.2%となっています。

本調査では、条約そのものではなく、より広い概念として「こどもの権利」の認知度を問う設問としたものの、「知っている」と回答したのは24.4%（小学5年生で17.4%、中学2年生で28.2%）と比較的低い結果となっています。

問 21 子どもの権利について、聞いたことがありますか。



一方、こどもの権利を調査票に例示した上で「あなたの権利は守られていますか」との問いに95.0%の児童生徒が「守られている」と回答しています。今後、こどもの権利についての認知度が向上し、児童生徒の意識が高まっていくなかで自らの権利が守られていると感じる児童生徒の割合に変化が生じる可能性があります。



生きる権利



育つ権利



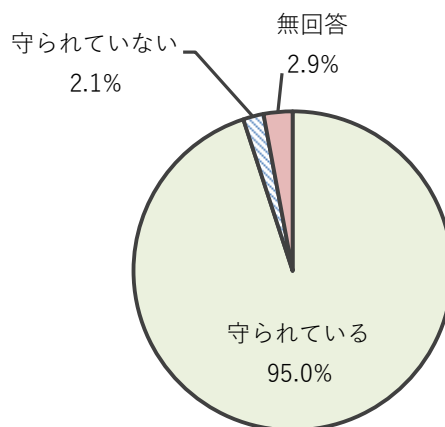
守られる権利



参加する権利

出典：unicef「子どもの権利条約」

問 22 こどもの権利には次のようなものがあります。あなたの権利は守られていると思いますか。



(n=238)

自由回答欄を通じた、こどもからの意見聴取

- 子供の権利はとても大事で、守られるべきものである。(福島中学校区)
- これからも子供の権利を大切にしていきたいと思います(西中学校区)
- 権利が守られている子供が増えればとおもいます(黒木中学校区)
- 子どもの権利は守られているんだなと思った。(福島中学校区)

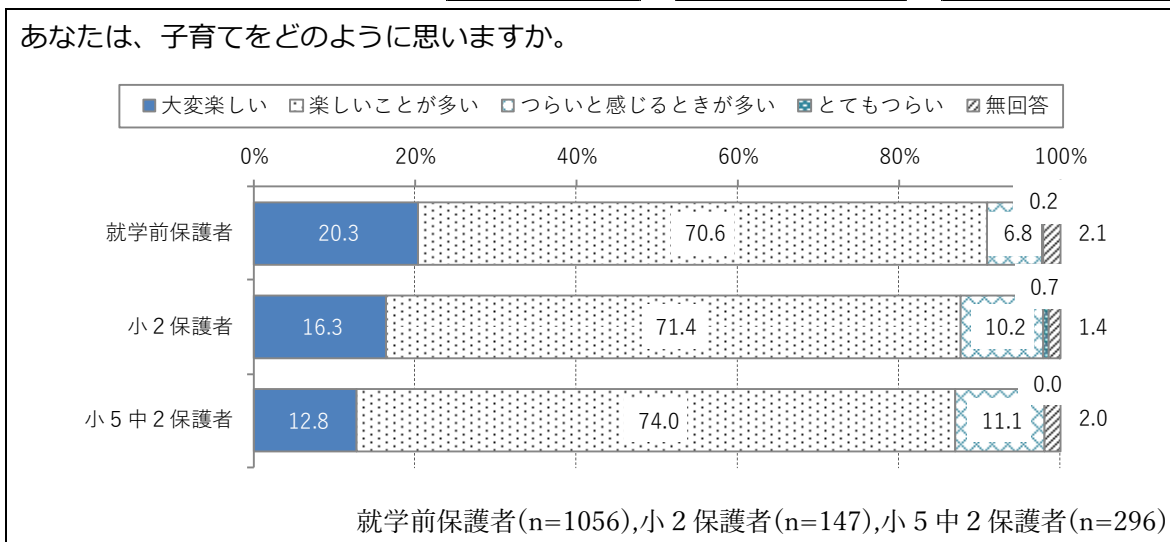


5) 子育てを「つらい」と感じている保護者の実感

子育てを楽しんでいると感じている保護者は8割を大きく上回っています。

一方、子育てに「つらいと感じるときが多い」または「とてもつらい」などといった感情を有している方も少なからず存在していることも事実です。

就学前保護者 問 32 / 小 2 保護者 問 18 / 小 5 中 2 保護者 問 21

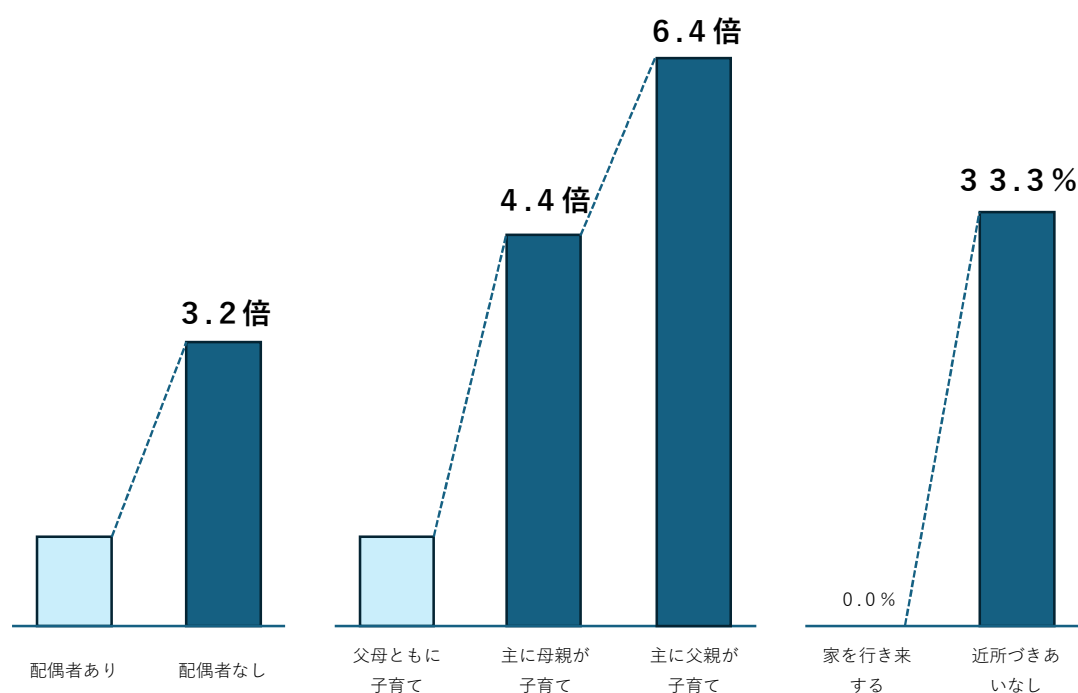


子育てをつらいと感じる人はどのような方なのか、他の設問とのクロス集計によって、ある程度イメージすることができます。

たとえば、配偶者がいない世帯はいる世帯の 3.2 倍、子育てを主に母親（父親）が担っている世帯は、父母ともに子育てしている世帯の 4.4 倍（6.4 倍）が、子育てをつらいと感じていることが分かります。

一方、お互いの家を行き来するほどの近所づきあいをしている人は子育てをつらいと感じる割合が 0.0%である一方、近所づきあいがいない人の 3 人に 1 人（33.3%）が子育てをつらいと感じていることから、ひとり親であったり、子育てを父母ともに担っていなかったりしている世帯に加えて、地域で孤立することも子育てをつらくさせる強い要因であることが分かります。

「あなたは、子育てをどのように思いますか。」という設問に「つらいと感じるときが多い」または「とてもつらい」と回答した人について詳細分析（小5中2保護者）



自由回答欄を通じた、保護者からの意見聴取

- 育児、仕事、家事、さらに看護、介護が加わると逃げ場もなく疲れ果てて病んでいくわけですが、母親だから一人で何でも出来るわけじゃないということを、世代関係なく認識してもらいたい。
- 特に40代以上の母親は、仕事と家事に追われていて、夫と家事が分担出来ず疲労している方が多数見受けられます。そんな中で子育てをしなくてはならないのが現状です。男女平等には程遠いです。

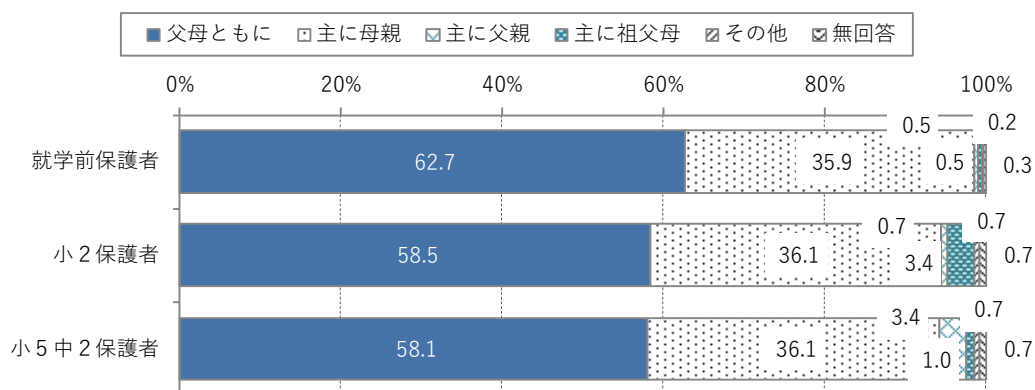


6) 子育ては依然として母親が担っている

子育てを夫婦で協力しながらおこなっている世帯は概ね6割となっており、前回調査と比べて若干増加しています。一方、約3世帯に1世帯以上は依然として母親に子育てを任せがちになっている現状がみてとれます。

就学前保護者 問 6 / 小 2 保護者 問 4 / 小 5 中 2 保護者 問 6

(子育てを主にしている人)



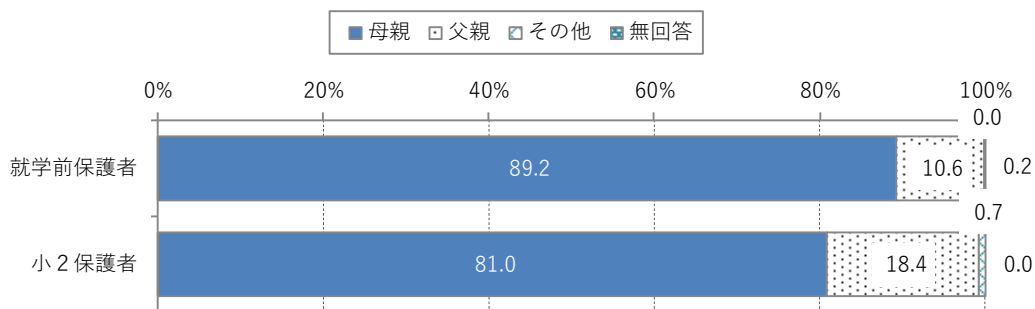
就学前保護者(n=1056),小 2 保護者(n=147),小 5 中 2 保護者(n=296)

本調査は、就学前保護者の89.2%、小2保護者の81.0%が「母親」が回答しています。5年前に実施した「第2期八女市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」では母親の回答割合が91.3%（就学前保護者）であったことを踏まえば多少その割合が減少したとはいえ、圧倒的に母親が回答しています。

本調査の回答者の約8～9割が母親であることからもうかがえる通り、「子育てに関することは母親が担うべき」という性的役割分担意識が市民の中で根強く残っていることが推察されます。

就学前保護者 問 4 / 小 2 保護者 問 2

(回答者の性別)



就学前保護者(n=1056),小 2 保護者(n=147)

(参考)

令和2年度「男女共同参画のまちづくりに関する市民アンケート」報告書によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に肯定的な見方をする市民の割合は急速に減少しており、特に子育て世代である比較的若い世代では概ね10%台となっています。しかし、本設問の結果から、依然として市民の間に「子育ては母親が担うもの」との無意識の考え（アンコンシャスバイアス）が残っている可能性が示唆されます。

表Ⅱ-5-1 「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について[全体、性別、年齢別]

			問7 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について							
		標 本 数	賛 成	い ど え ち ら ば 賛 成 と	い ど え ち ら ば 反 対 と	反 対	わ か ら な い	無 回 答	賛 成 派	反 対 派
全 体		1134	2.3	15.5	34.2	31.3	15.1	1.6	17.8	65.5
性・ 年 齢 別	女性：全 体	703	2.0	13.9	36.4	32.9	13.4	1.4	15.9	69.3
	女性：20 歳 代	123	1.6	14.6	32.5	39.0	12.2	0.0	16.2	71.5
	女性：30 歳 代	128	2.3	16.4	31.3	34.4	15.6	0.0	18.7	65.7
	女性：40 歳 代	123	1.6	14.6	33.3	36.6	12.2	1.6	16.2	69.9
	女性：50 歳 代	142	1.4	11.3	44.4	28.2	13.4	1.4	12.7	72.6
	女性：60 歳 代	134	0.7	14.2	40.3	29.9	12.7	2.2	14.9	70.2
	女性：70歳以上	52	7.7	11.5	34.6	25.0	15.4	5.8	19.2	59.6
	男性：全 体	417	2.9	18.0	30.9	28.5	17.7	1.9	20.9	59.4
	男性：20 歳 代	67	3.0	10.4	32.8	31.3	20.9	1.5	13.4	64.1
	男性：30 歳 代	58	1.7	12.1	27.6	37.9	20.7	0.0	13.8	65.5
	男性：40 歳 代	64	4.7	23.4	18.8	34.4	17.2	1.6	28.1	53.2
	男性：50 歳 代	79	1.3	19.0	24.1	32.9	20.3	2.5	20.3	57.0
	男性：60 歳 代	107	2.8	19.6	43.9	18.7	13.1	1.9	22.4	62.6
	男性：70歳以上	42	4.8	23.8	31.0	19.0	16.7	4.8	28.6	50.0
不 明		14	0.0	21.4	21.4	35.7	21.4	0.0	21.4	57.1

令和2年度「男女共同参画のまちづくりに関する市民アンケート」報告書

自由回答欄を通じた、保護者からの意見聴取

- 子育てする上でどうしても母親の方が時間的な負担が多い。その辺りが改善されればもっと子どもを産もうという選択につながると思います。
- やはり母親の負担が多いと周囲を見ても思う。協力的なパートナーがいる方がうらやましい。



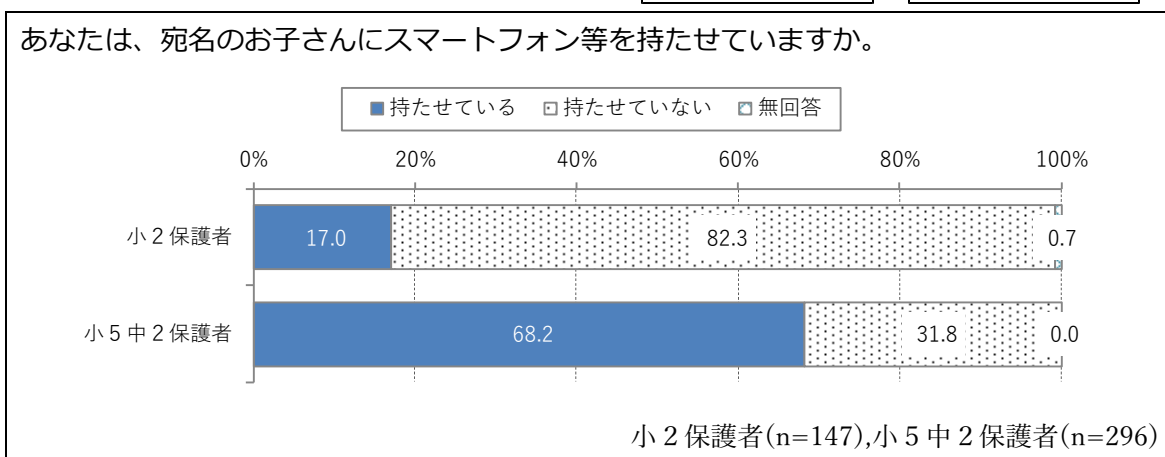
7) スマートフォンの普及実態

前回の調査では「あなたは、宛名のお子さんに携帯電話・スマートフォン・タブレットなどの通信端末を持たせていますか」という設問であったのを、近年のスマートフォンの一般化を受け、今回の調査では「あなたは、宛名のお子さんにスマートフォン等を持たせていますか」に変更しました。

調査の結果、スマートフォン等を「持たせている」と回答した人の割合は小学生・義務教育学校前期生では 39.0% から 17.0% に、中学生・義務教育学校後期生では 75.4% から 68.2% に大きく減少しました。

設問の趣旨は前回調査と同様であるものの、この結果が設問の表現を変更した影響であるのか、児童生徒にスマートフォン等を持たせる保護者が減少したのかは今回の調査結果を踏まえて慎重に分析すべきであると考えられます。

小 2 保護者 問 17 / 小 5 中 2 保護者 問 16



こどもが通信端末を所有することで保護者が心配することは多岐に渡りますが、こどもの成長に伴って、細かなルールを設定することから徐々にこどもの自主的な運用に任せる割合が増加しています。

VR 端末をはじめ、通信機能、SNS 機能等を有する携帯端末の定義・範囲・形態は今後ますます多様化していくことが予想される中で、こども自身が考え、自らの判断のもと、適切な運用ができるよう、周囲が導いていく必要があるといえます。

八女市のこどもをめぐる「生活困窮世帯」の姿

(令和 3 年 9 月調査資料)

1) 本市の子どもを巡る学習の現状

小中学生ともに、学校の授業以外の勉強は「自分で勉強する」と回答した子どもが概ね 8 割となっている一方、「塾で勉強する」と回答した子どもも一定割合存在します。特に中学生の約 3 割は塾に通っている状況の中で、相対的貧困世帯、生活困難世帯、ひとり親世帯の何れも全体平均と比較して塾に通っている子どもの割合が低いという結果が得られています。

塾に通っている子どもの割合が特に低い相対的貧困世帯は、平日の勉強時間が短い傾向にあり、成績に対する自己評価も低いことが分かります。また、学校の授業がわからなくなった時期を小学生では「小学 4 年生のころ」、中学生では「中学 1 年生のころ」と回答した子どもが多いことも踏まえると、少なくとも小学 4 年生までに経済的な事情によらず学習を支援することが大切であることが分かります。

「東京都子どもの生活実態調査」では、小学 3 年生までに困窮層（周辺層を含む）の半数が「授業がわからなくなった」という調査結果が得られており、いわゆる「小 4 の壁」説が崩壊し、近年では子どもが学習面を含めて幅広い課題に直面する時期が低年齢化しているとの指摘もあることから、年齢にかかわらず子どもの「わからない」という気持ちにこれまで以上に寄り添い、学校現場はもちろんのこと、地域ぐるみで支援していくことが必要です。

無料の学習支援制度（学習の手助けなど）の利用状況は属性によらず 5.0%以下に留まっていますが、利用意向は非常に高く（ひとり親家庭で 44.2%）なっています。自由回答からは、「娘は勉強が好きで学校の教諭になりたいと言っています。しかし私の収入では到底無理です。本当に困っています。助けて下さい」（ひとり親世帯/相対的貧困世帯/生活困難世帯）、「毎日勉強して大学に行きたいけれどお金がないから行けるか心配です。お母さんがコロナになったら自分はどうなるか心配」（小学生/相対的貧困世帯/生活困難世帯/ひとり親世帯）など、切実な声が寄せられています。

子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を提供できるよう、教育に関する各種支援を充実するとともに、支援の存在を分かりやすく、広く伝える努力を継続していく必要があります。

2) 子育て世帯における生活の状況

「相対的貧困」の考え方は経済的困窮のみに着目しているために必ずしも貧困の実態を十分に捉えられていないと考え、経済的理由により必要な「食料」や「衣服」が購入できなかったり「公共料金」の支払いができなかったりした世帯や、現在の暮らしの状況に対して「大変苦しい」と回答した世帯を含めて本市独自に「生活困難世帯」を定義し分析軸に加えました。また、特に困窮世帯が多いと言われている「ひとり親世帯」についても本市の独自指標として分析軸に加え、生活困窮の状況についてより多面的な把握に努めました。

子育て世帯の約4世帯に1世帯(24.7%)は現在の暮らしを「苦しい」「大変苦しい」と感じています。生活困難世帯はその定義に主観的な生活困難度を含めていることもあり、現在の暮らしを「苦しい」「大変苦しい」と感じている割合は約7割(68.0%)と突出しています。一方、相対的貧困世帯であっても、現在の暮らしの状況が苦しいとまでは認識されていない世帯もあります。このことから、所得のみでは貧困の実態を十分に捉えられるとは限らないことが分かります。

新型コロナウイルスの影響により、家計が「非常に苦しくなった」「苦しくなった」と約3割(29.2%)の世帯が感じています。一方、ひとり親世帯では41.9%、相対的貧困世帯では58.9%、生活困難世帯では61.0%が、新型コロナウイルスの影響により家計が「非常に苦しくなった」「苦しくなった」と回答していることから、何らかの課題のある世帯がより深刻な影響を受けている状況がわかります。この背景として、飲食店などが休業や時短営業を迫られたこと、倒産・閉店や、早期退職、雇い止め等によって、そこで働いていた従業員の収入が途絶えたり、減ったりした事例が多くあることなどが挙げられます。新型コロナウイルス感染症拡大による経済的影響により、生活環境や家庭環境が悪化した子どもたちが、自身の考えや選択のもとで希望する就学や就労を果たすことができるよう、支援の充実を図る必要があります。

3) 保護者の就労の状況

保護者の就労機会を確保するだけに留まらず、家庭の事情を踏まえた働き方を選択し、仕事と両立しながら安心して子どもを育てることができるよう、また、家族がゆとりを持って接する時間が少しでも多く持てるよう、適正な労働環境の整備が求められます。

本市のひとり親世帯（母親）について、正社員（正規職員・会社役員を含む）の割合は全体平均（36.9%）よりむしろ高く 46.5%（国調査では 44.2%）であるものの、本市のひとり親世帯における等価可処分所得の平均は 123.0 万円と国が定義する相対的貧困の境界である 126.7 万円を下回ります。この理由としては、ひとり親世帯の 93.0% が母子世帯であることが挙げられます。国の調査では、母子家庭の年間収入は父子家庭の 57.9% に過ぎないことが報告されており、サンプル数が少ないため標本誤差があるものの、本市の状況も同様の結果となっています。

本市は、「第 5 次八女市男女共同参画行動計画」において、特に母子家庭は子どもの育児や家事のために親の雇用形態がパートタイムなどの非正規であることが多く、経済的にも精神的にも不安定な状況に置かれがちであることを踏まえ、その影響を断ち切るための支援を明記し、推進しているところです。今後も、就労支援のみに限定せず、家事援助や保育サービスの提供などの日常生活の支援とともに、企業における柔軟な働き方の推進による労働環境の整備を進める必要があります。

もちろん、ふたり親世帯についても、低所得で生活が困難な状態にある世帯に対して、職業訓練による技能、知識の習得など、状況に応じたきめ細かい支援をしていくことが必要です。

4) 子育て世帯の経済の状況

本調査では、厚生労働省が公表している算出方法に準じて相対的貧困世帯を定義し分析しました。その結果、本市における相対的貧困世帯の割合は 14.1% となっています。対象者の年齢構成、調査年度が異なるため単純比較はできないものの、平成 30 年の子どもの貧困率（17 歳以下）が 13.5%（2019 年 国民生活基礎調査）となっていることを踏まえると、本市の状況は全国的な傾向と概ね同程度であることが分かります。過去 1 年で公共料金の不払いを経験したひとり親世帯は、電気料金、水道料金で、ともに 9.3%、ガス料金で 11.6% となっています。国の調査結果と比べれば本市の公共料金の不払い経験率は低いものの、ひとり親世帯の 1 割前後が公共料金の不払いを経験していることがわかります。保護者の健康状態や就労状況にかかわらず、家庭での生活が日々安定したものになるために、各種手当や貸付けなど複数の支援制度により生活の基礎を下支えしていく必要があります。

八女市こども計画

令和7年3月

編集・発行 八 女 市

〒834-8585 福岡県八女市本町 647 番地

電話：0943-23-1111 ファックス：0943-22-2186
